

三重県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 三重県における海岸漂着物対策を円滑に推進することを目的に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。)第15条第1項の規定により、「三重県海岸漂着物対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 海岸漂着物処理推進法第15条第2項の規定による地域計画の作成又は変更にかかる協議に関すること。
- (2) 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他海岸漂着物対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる学識経験者、民間団体、関係行政機関の同表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に座長を置き、協議会構成員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長の指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は座長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会は座長が必要であると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、三重県環境生活部環境共生局において処理する。

附 則

この要綱は、平成22年10月13日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年2月20日から施行する。

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表第1

三重県海岸漂着物対策推進協議会 委員名簿

区分	構成員	備考	
学識経験者	千葉 賢	四日市大学 教授	
民間団体	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議 会長		
	新雲出川物語推進委員会 委員長		
	三重県漁業協同組合連合会 指導部 副考査役		
	三重県産業廃棄物対策推進協議会 代表		
	三重県森林組合連合会 理事参事		
	四日市地域環境対策協議会 代表		
行政機関	国	環境省 中部地方環境事務所 資源循環課長	
		国土交通省 海上保安庁 第四管区海上保安本部 警備救難部 環境防災課長	
		国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課長	
		国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 副所長	
	県	環境生活部 環境共生局 大気・水環境課長	
		環境生活部 環境共生局 資源循環推進課長	
		県土整備部 河川課長	
		県土整備部 港湾・海岸課長	海岸管理者
		農林水産部 農業基盤整備課長	海岸管理者
		農林水産部 水産基盤整備課長	海岸管理者
	市・町	農林水産部 森林・林業経営課長	
		三重県清掃協議会 会長市町担当課長	
		三重県清掃協議会 副会長市町担当課長	
	その他	鳥羽市 環境課長	
		四日市港管理組合 経営企画部 港営課長	

(敬称略)

令和 4 年度の取組結果について

<令和 4 年度の漂着ごみの例>



R4.8.10 鼓ヶ浦海岸（鈴鹿市）



R4.8.3 奈佐の浜海岸（鳥羽市）



R5.1.1 吉崎海岸（四日市市）



R5.1.17 奈佐の浜海岸（鳥羽市）

<三重県の取組>

1 テレビスポットCMの放送・Y o u T u b e での動画配信

海洋ごみ問題をより多くの方々に知っていただくため、啓発動画「アナタカモ」(30秒)を配信。

○テレビスポットCM（三重テレビ放送）

〔夏期〕 令和 4 年 7 月 9 日 ～ 令和 4 年 7 月 28 日 計 23 本

〔冬期〕 令和 5 年 2 月 1 日 ～ 令和 5 年 2 月 28 日 計 28 本

○Y o u T u b e（三重県全域）

令和 5 年 2 月 1 日 ～ 令和 5 年 2 月 28 日 計 865,166 本

2 ラジオ番組での情報発信

海洋ごみ問題をより多くの方々に知っていただくため、三重エフエム放送のラジオ番組にて啓発。

令和 4 年 7 月 19 日「聴いところ！知っところ！10min みえ！」

令和 4 年 7 月 21 日「Pick up On Mie ～POMie!」

3 SNSを活用した情報発信

Facebook 及び Instagram において、海洋ごみに関する情報を発信・共有。「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の関係者等と情報を発信・共有し、啓発活動を実施。



Facebook

Instagram

4 伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦 資料2-2

伊勢湾流域圏の広域連携を目的として、各地で実施される海岸や河川等の清掃活動に関する情報を取りまとめ、広く周知を図る「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を引続き実施。また、令和4年4月26日に2年ぶりに団体交流会を実施。

5 啓発物品の購入・配布

- ・清掃活動をする団体等への作業用手袋を購入・配布。
- ・紙製クリアファイルの配布。
- ・海洋プラスチック配合ボールペン（アナタカモプレート付き）を購入・配布。



6 出前トーク・セミナー等での情報発信

日時	セミナー名称/相手方
R4. 5. 24	南勢志摩地域海岸漂着物対策連絡会議/「きれいな伊勢志摩づくり」連絡会議 等
R4. 6. 3	海の学校/三重中学校
R4. 7. 11	「海と日本プロジェクト」出前授業/浜島小学校
R4. 7. 30	砂ASOBEBEACH in みえ/三重県地域海洋センター連絡協議会 等
R4. 8	夏の環境パネル展/三重県環境学習情報センター
R4. 10. 12	みえ出前トーク/明和中学校
R4. 11. 8	「海と日本プロジェクト」出前授業/宮之上小学校
R4. 12. 18	ウミガメ報告会 2022/ウミガメネットワーク三重

7 民間団体等が実施する清掃活動・イベントへの参加

日時	イベント名称/相手方等
R4. 5. 28	春の藤前干潟クリーン大作戦/藤前干潟クリーン大作戦実行委員会
R4. 6. 3	イオンハートフル・ボランティア中河原海岸清掃/マックスバリュ東海株式会社 等
R4. 7. 18	国府白浜海岸における清掃活動/「きれいな伊勢志摩づくり」連絡会議 等
R4. 8. 7	吉崎海岸清掃/NPO 法人四日市ウミガメ保存会
R4. 10. 15	スポ GOMI 大会 in 尾鷲/海と日本プロジェクト in 三重県実行委員会
R4. 10. 20-21	「きれいな伊勢志摩づくり」連絡会議研修会/「きれいな伊勢志摩づくり」連絡会議 等
R4. 10. 22	トヨタ・ソーシャル・フェス 2022in 松名瀬/三重大学「SDGs 研究会」等
R4. 11. 5	スポ GOMI 大会 in 伊勢/海と日本プロジェクト in 三重県実行委員会
R4. 11. 11	水辺のごみ実態調査/「きれいな伊勢志摩づくり」連絡会議 等
R4. 11. 12	スポ GOMI 大会 in 志摩/海と日本プロジェクト in 三重県実行委員会
R4. 11. 19	雲出川エコウォーク/新雲出川物語推進委員会
R5. 1. 28	第 8 回川ごみサミット/全国川ごみネットワーク
R5. 3. 19	河川文化を語る会/公益社団法人日本河川協会

8 漂着ごみのモニタリング調査

漂着ごみモニタリング調査を実施。概況調査は県内 93 地点、分類調査は県内 3 地点とし、夏期（6 月～9 月）及び冬期（11 月～1 月）の年 2 回実施。

また、令和 2 年度から令和 4 年度夏期調査までの結果（データシート）を県ホームページで公表した。

ホームページ：<https://www.pref.mie.lg.jp/MKANKYO/HP/m0057100127.htm>

9 国への提言・提案

令和 4 年 5 月 27 日実施（環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室）

10 補助金の配分 資料 2-3

回収処理・発生抑制対策事業に対して補助金の間接補助を実施。

○配分先

三重県（港湾・海岸課、水産基盤整備課、農業基盤整備課、廃棄物・リサイクル課）、
四日市市、鈴鹿市、鳥羽市、志摩市、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、
御浜町、明和町、菰野町、南伊勢町、名張市、四日市市港管理組合

＜三県一市（海岸漂着物対策検討会）の取組＞

平成24年1月16日に開催された平成23年度東海三県一市知事市長会議において、三重県知事から、伊勢湾の海岸漂着物問題について三県一市の担当部局による検討会を発足させ、発生抑制対策について連携して取り組むことを提案しました。

これを受け、平成24年4月、伊勢湾総合対策協議会（昭和45年設立）の中に海岸漂着物対策検討会を設置し、これまで三県一市が連携した取組を実施している。

1 啓発物品共同購入

バイオマスプラスチック配合ごみ袋を三県一市で共同購入。

ごみの受入体制が市町ごとに異なることから、市町を通じて清掃団体へ配布予定。



2 連携・協力

22世紀奈佐の浜プロジェクト奈佐の浜海岸清掃に参加。

主 催：22世紀奈佐の浜プロジェクト委員会

期 日：令和4年10月9日

参加者：環境団体、学生、行政職員（三県、鳥羽市）、マスコミ 合計162名

3 国への提言・提案

令和4年12月8日実施。

4 伊勢湾流域圏の複数自治体による地域計画の策定

海岸漂着物対策検討会の各県主担当課（三県）で計画策定を進めている。

令和4年度は、伊勢湾における海岸漂着物の発生状況に関する既存調査資料の取りまとめや発生抑制への意識等についてのアンケート調査を実施。

その結果を踏まえ、令和5年度に策定を予定している。

「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の実施状況について

【多様な主体による協働・連携】

1. 概要

伊勢湾流域圏では、地域住民、NPO、企業、市町村等の参加により、森林、河川、海岸、地域等で、日々清掃活動が行われているが、それぞれの活動が、森から川、海へのつながりを意識し、互いに連携した活動となることが重要である。このため、広域連携による取組として、愛知・岐阜・三重の各地で実施された清掃活動の情報を取りまとめ、情報発信しています。

2. 過年度までの取組状況

年度	参加団体数	参加人数
H28年度	69 (三重45、愛知10、岐阜14)	148,844 (三重64,067)
H29年度	74 (三重49、愛知10、岐阜15)	122,908 (三重26,272)
H30年度	75 (三重50、愛知10、岐阜15)	131,938 (三重35,063)
R1年度	85 (三重61、愛知9、岐阜15)	116,508 (三重30,105)
R2年度	79 (三重58、愛知10、岐阜11)	46,800 (三重23,699)
R3年度	83 (三重62、愛知9、岐阜12)	51,497 (三重17,496)
R4年度	84 (三重64、愛知8、岐阜12)	60,026 (三重23,252)

3. 令和4年度の取組状況

- ・各地で実施される清掃活動の予定について、実施主体、内容、日時、場所等の情報を整理したパンフレットを作成
- ・啓発物品（軍手）の提供
- ・令和4年4月26日、団体交流会を開催
- ・制度の在り方を検討

4. 取組結果・評価

- ・令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により清掃活動を中止・縮小して実施している団体もあり、参加人数が減少していたが、令和4年度は、回復傾向にある。
- ・引き続き、三県一市をはじめ、様々な主体と連携して取組を展開し、参加者の拡大を図る。
- ・活動予定の情報収集から活動実績（実施場所、実施日、参加人数、回収量、写真等）の情報収集を行うことを検討。また、参加者のさらなる拡大を図るため、従来のメール等での報告手段のほか、新しく清掃活動の報告システムを立ち上げる。[資料3-2](#)

令和 4 年度三重県海岸漂着物等対策事業補助金の配分額について

＜補助金の配分額＞

事業主体		配分額（千円）	
		回収処理	発生抑制対策
県	港湾・海岸課	15,500	
	水産基盤整備課	8,600	
	農業基盤整備課	13,428	72
	廃棄物・リサイクル課		3,427
	大気・水環境課		19,600
合計		37,528	23,099

事業主体		配分額（千円）	
		回収処理	発生抑制対策
	菰野町		420
	四日市市	560	
	鈴鹿市	1,611	
	明和町	594	
	大紀町	43	
	鳥羽市	2,846	154
	志摩市	1,800	
	南伊勢町		701
	紀北町	212	
	尾鷲市	0	
	熊野市	1,042	
	御浜町	112	
	名張市		906
	四日市港管理組合	24,134	
合計		32,954	2,181

＜補助金を活用した回収処理量＞

県・市町	回収処理量（t）
県回収分	281.42
市町回収分	135.23
合計	416.65

令和 5 年度の取組経過について

1 メディアを活用した普及啓発

海洋ごみ問題をより多くの方々に知っていただくため、啓発動画「アナタカモ」(30秒)等を活用し、情報発信を実施予定。

- ・テレビスポットCM
- ・ラジオスポットCM及びラジオ番組
- ・YouTube
- ・SNS
- ・県広報誌 県政だよりみえ (8月号) 紙版・電子版
- ・県広報番組 県政だよりみえ (三重テレビ放送)
- ・テレビ番組 チェント!内 よしお兄さんの“みえ”推し!
(CBCテレビ放送、8月2日放送)

2 啓発物品の購入・配布

清掃活動をする団体等への作業用手袋等を購入・配布予定。

3 伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦 資料 3-2

伊勢湾流域圏の広域連携を目的として、各地で実施される海岸や河川等の清掃活動に関する情報を取りまとめ、広く周知を図る「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を引続き実施予定。

4 出前トーク・セミナー等での情報発信

海洋ごみ問題を広く県民に周知するため出前トークやセミナー等で情報発信する予定。

5 民間団体等が実施する清掃活動・イベントへの参加

- ・海と日本プロジェクト in 三重県 (海と日本プロジェクト in 三重県実行委員会)
- ・テレビ番組 ピカピカ旅 タムヒレの海岸ごみ拾い
(CBCテレビ放送、毎週月曜日午前11時18分～放送)

6 漂着ごみのモニタリング調査

漂着ごみモニタリング調査を実施。概況調査は県内93地点、分類調査は県内3地点とし、夏期(6月～9月)及び冬期(11月～1月)の年2回実施予定。

7 国への提言

令和5年春頃(環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室長)

8 回収・処理の取組

「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、重点区域内等の海岸や港湾等について、県及び市町等の管理部局が回収・処理を実施予定。

(1) 県実施分（県土整備部、農林水産部）

- ・事業費

30,400 千円（うち、補助金 24,510 千円）

(2) 市町実地分

- ・事業費

58,401 千円（うち、補助金 46,588 千円）

※補助率 基本：7/10、半島・過疎：8/10、離島：9/10、定額：10/10

9 発生抑制対策の取組

「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、県内全域で発生抑制対策を実施予定。

(1) 県実施分（環境生活部、農林水産部）

- ・事業費

20,705 千円（うち、補助金 14,513 千円）

(2) 市町実地分

- ・事業費

3,286 千円（うち、補助金 2,438 千円）

※補助率 基本：7/10、半島・過疎：8/10、離島：9/10

※市町取組：啓発資材の作成（啓発看板、ごみ袋、広報資料等）

10 三県一市（海岸漂着物対策検討会）の取組

三県一市の担当部局による海岸漂着物対策検討会にて、発生抑制対策について連携した取組を実施予定。

11 伊勢湾流域圏の複数自治体による地域計画の策定 資料4-1～4-3

令和5年度中に計画の策定に向けて検討を進めている。

詳細については、別紙のとおり。

「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」のリニューアルについて

1. 清掃活動結果の発信

これまで、各団体の清掃活動の実施予定日時を事前に報告してもらい、伊勢湾森・川・海クリーンアップ大作戦のパンフレットに掲載しておりましたが、実際には、天候や実施団体の都合等により中止や日時の変更がされることもありました。

今後は、各団体が清掃活動された結果を定期的に情報発信することで活動を応援していく予定です。

2. 活動状況のマップ化

これまで年度末に一度、参加者数を公表していましたが、これからは、各動団体が実施した様子について、数か月に一度の回数で、県のホームページのマップ上で見える化し、清掃イベントの様子を写真掲載していく予定です。

3. スマートフォンからでも報告できるよう環境を整備

従来、書面でいただいていた活動報告について、より報告しやすくするために、新たにスマートフォンからでも報告できるよう環境を整備していきます。

報告フォーム イメージ案

Q3. 活動を行った日付を教えてください **必須**

Q4. 活動を行った場所を教えてください
※複数の場所で活動を行った場合は、代表的な場所を報告してください **必須**



地図 航空写真

指定した位置情報の住所: 日本、〒514-0006 三重県津市広明町 1 3

Q5. 活動に参加した人数を教えてください **必須**

活動実績（実施場所、実施日、参加人数、回収量、写真等）を報告いただく。



活動状況をわかりやすくマップ化（見える化）し、情報発信する。

伊勢湾流域圏の複数自治体による広域的な地域計画の策定について

1 背景

伊勢湾の海洋ごみは、上流の内陸地域と下流の沿岸地域にわたる流域圏から発生し、河川や海流の影響を受けて県外から流出したものも含まれていることから、流域圏で連携して海洋ごみ対策に取り組むことが重要です。

この考えのもと、伊勢湾流域圏の岐阜県、愛知県、三重県（以下「三県」という）は、令和2年度から、海岸漂着物処理推進法第14条の規定に基づく、流域圏の複数自治体が共同して作成する「広域的な地域計画」の策定に向け検討を進めています。



海洋ごみ（漂着ごみ）

2 検討状況

（1）これまで取組

令和2年度	計画策定に向けた検討を開始することを三県で合意
令和3年度	三県の担当課によるワーキンググループを設置 計画の大枠とスケジュールを検討
令和4年度	海洋ごみの発生状況等に関する既存調査資料の取りまとめ 海洋ごみの問題意識等に関するアンケート調査 計画案の作成

（2）計画の位置づけ

- ・海岸漂着物処理推進法・指針等に基づき策定します。[下記4参照](#)
- ・広域的な地域計画は流域圏の共通理念や取組の基本方針をまとめたものとし、県毎の回収処理や発生抑制対策の対策については、各県の地域計画に委ねることとします。
- ・広域的な地域計画では、三県が連携協力することにより、各県単独では実施することが困難な“流域圏での広域的な海洋ごみの発生抑制対策”を中心に推進します。

（3）今後のスケジュール

令和5年7月	関係市町及び海岸管理者等への意見照会
8月	三県の海岸漂着物対策推進協議会（中間案）
11月	パブリックコメント
令和6年1月	三県の海岸漂着物対策推進協議会（最終案）
3月	計画策定、公表

3 広域的な地域計画（案）について

別添のとおりです。

4 参考

（1）海岸漂着物処理推進法[※]（抜粋）

第十四条 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下「地域計画」という。）を作成するものとする。

2 地域計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- 二 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- 三 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

3～4 （略）

5 都道府県は、地域計画を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されているときは、あらかじめ、当該地域計画に記載する事項について当該協議会の協議に付さなければならない。

6～7 （略）

第十五条 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2～3 （略）

※ 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）

（2）広域的な地域計画の策定・改定にかかる指針（抜粋）

（平成31年2月28日、環境省水・大気環境局海洋環境室）

（1）内陸県が地域計画を策定する場合は、沿岸の都府県と連携して行うこと。

内陸県は地域計画策定・改定のための調査や検討にあたって、共同調査等により沿岸県等と連携すること。

（2）内陸部と沿岸部が連携した発生抑制対策を盛り込むこと。

都道府県内において、内陸部と沿岸部の市町村等が連携した発生抑制対策を盛り込むこと。また、隣接する都府県がある場合は、同じ流域圏にある隣接する都府県と連携した発生抑制対策を盛り込むこと。

（3）内陸部と沿岸部が連携して発生抑制対策を行う体制を盛り込むこと。

都道府県内の内陸部・沿岸部全ての市町村等において、連携した発生抑制対策を行えるような体制を盛り込むこと。また、隣接する都府県がある場合は、同じ流域圏にある隣接する都府県と連携した発生抑制対策を行えるような体制を盛り込むこと。

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の背景及び目的

- 国内及び世界での動き
 - 海洋ごみ(漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ)は、世界規模の問題であり、国内外で対策が進められている。
- 伊勢湾における海洋ごみ問題
 - 伊勢湾は、広い流域面積を有する閉鎖性の内湾であることから、流域で発生したごみが河川等を通じて湾内に流出し、湾内や湾口の海岸に漂着しやすい地理的環境にある。
 - 大雨、台風や洪水等の際には、大量のごみが海岸に漂着し、回収・処理が困難となる場合もある。



大雨後に港に積み上げられた流木



海岸に漂着したプラスチックごみ

流域圏での海洋ごみ対策の推進により、伊勢湾の良好な景観や海洋環境の保全を図ることを目的に、岐阜県・愛知県・三重県が共同で本計画を策定

計画の位置づけ

- 海岸漂着物処理推進法※に基づく。
- 伊勢湾流域圏の三県が連携協力することで、各県単独では実施することが困難な“流域圏での広域的な海洋ごみの発生抑制対策”を中心に推進する。

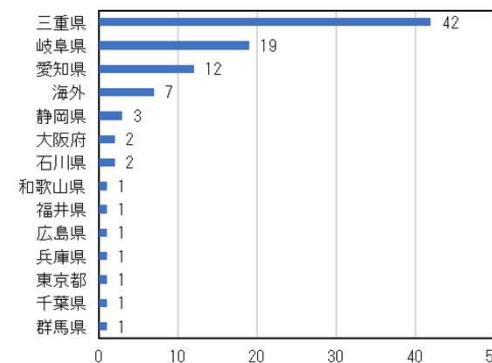
※「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(2009年7月施行, 2018年6月改正)



第2章 伊勢湾流域圏の現状

海洋ごみの現状・発生状況

- 伊勢湾の漂着ごみ及び海底ごみは、流木や灌木等の自然物が重量で大半を占めていた。
- 漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみのうち人工物には、生活や、漁業・農業等の事業活動から排出されたごみが含まれていた。
- 伊勢湾の海洋ごみの多くは、伊勢湾流域から流出していると推定された。



三重県内の海岸で採取されたライターの表示情報(発生場所の推定)

海洋ごみ問題に係る県民のアンケート調査

- 海洋ごみ問題の認知度を上げるために、更なる情報発信が必要。
- 効果的かつ効率的な対策を推進するために、多様な主体が適切な役割分担のもとに連携することが必要。

海洋ごみ対策の現状

- 愛知県と三重県では、漂着ごみ等の回収・処理を継続して実施している。
- 三県それぞれで普及啓発活動を実施し、発生抑制対策に取り組んでいる。
- 三県及び名古屋市で構成する海岸漂着物対策検討会では、広域連携による発生抑制対策に取り組んでいる。



岐阜県『ぎふプラスマ!』制度



愛知県 環境学習プログラム



三重県普及啓発動画『アナタカモ!』

三県における発生抑制対策例

伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画(案) 概要版 (2/2)

第3章 共通理念及び基本方針

流域圏の共通理念

“森・川・海のつながりを大切に”

内陸地域から沿岸地域までの関係主体がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、流域圏が一体となって伊勢湾の海洋ごみ対策を実施

美しく健全で活力ある伊勢湾の再生

取組の基本方針



調査・研究による
実態把握



発生抑制対策
の推進



多様な主体間の
連携の確保

第4章 広域連携による海洋ごみ対策

海洋ごみ対策を重点的に推進する区域

- 法に基づく重点区域は、広域的な発生抑制対策を推進するため地域として、三県の伊勢湾流域全域と定める。

調査・研究による実態把握

- 環境省の調査ガイドラインを活用すること等により、調査手法やデータの集計・表示方法を統一化し、三県の調査結果を比較できるようにする。
- 調査結果は三県で共有し、三県が連携して結果の評価や発生抑制対策の効果検証等を実施することで実態把握に努め、各県それぞれの海洋ごみ対策にフィードバックする。
- 調査結果はウェブサイト等を活用して情報発信することで、関係者と共有する。



漂着ごみの調査

効果的な発生抑制対策

■広域的な普及啓発事業の実施

- 「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」等の普及啓発活動を強化・拡大することで、流域圏が一体となり対策に取り組む意識の醸成を図る。
- 民間団体等が実施する広域連携の活動を取り上げ発信することで、流域圏の連携体制の強化や水平展開につなげる。
- 普及啓発活動の情報は、ウェブサイト等を活用し発信することで、関係者と共有する。

■特定のごみ等を対象とした流域圏での対策

- プラスチック類等の特定のごみや素材・製品を対象とする対策を流域圏の県民や事業者等に呼びかける。



伊勢湾 森・川・海の
クリーンアップ大作戦

多様な主体間の連携の確保

- 多様な主体がそれぞれの立場を理解した上で相互に連携・協力する体制を確保するため、以下のとおり役割を示す。
- 海岸漂着物対策検討会にて計画の進捗を管理する。

海岸漂着物対策検討会

- 実態把握調査や発生抑制対策等の結果の評価・内容検討
- 本計画の進捗管理

岐阜県

愛知県

三重県

- 実態把握調査、回収・処理、発生抑制対策の推進
- 多様な主体との連携の確保

市町村

- 回収・処理、発生抑制対策の推進

広域連携による
海洋ごみ対策の推進

河川・海岸管理者等

- 回収・処理、発生抑制対策の推進

県民、民間団体、事業者等

- 普及啓発活動・清掃活動等の参加・主体的な実施
- 生活や事業活動からのごみの発生抑制対策

伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画(案)

2023 年〇月

岐阜県、愛知県、三重県

目次

第1章 計画の基本的な考え方	2
第1節 計画策定の背景及び目的	2
第2節 計画の位置づけ	6
第2章 伊勢湾流域圏の現状	7
第1節 伊勢湾流域圏の特徴	7
第2節 海洋ごみの現状	10
第3節 海洋ごみの発生状況	15
第4節 海洋ごみ問題に係る県民アンケート調査	18
第5節 海洋ごみ対策の現状	20
第6節 現状の分析	24
第3章 共通理念及び基本方針	26
第1節 流域圏の共通理念	26
第2節 取組の基本方針	27
第4章 広域連携による海洋ごみ対策	29
第1節 海洋ごみ対策を重点的に推進する区域	29
第2節 調査・研究による実態把握	29
第3節 効果的な発生抑制対策	30
第4節 多様な主体間の連携の確保	31
第5節 本計画の進捗管理	33
出典一覧	34
巻末資料	35

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景及び目的

1. 国内及び世界での動き

海洋ごみは、海洋環境に深刻な影響を与えることから、世界規模での問題となっています。日本でも海岸に漂着したごみによって、生態系を含む海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じています。海面や海中を漂っているごみ、海底に堆積したごみについても、船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっています^{[1]a}。

海洋ごみは、自然物と人工物で構成されています。代表的な自然物としては、流木が挙げられます^[2]。人工物の多くはプラスチック類で、ペットボトル、生活用品、漁具などさまざまなものが含まれています^[2]。プラスチック類は、環境中で分解しにくく、長期間に渡り残留する特性を有することから、環境に与える影響が大きいと考えられています。加えて、5mm以下の微細なプラスチック類はマイクロプラスチックと呼ばれ、生態系等への影響が懸念されています。マイクロプラスチックには、プラスチック製品の原料、農業で用いられる緩効性肥料の被覆殻等の粒子、さらにはプラスチックごみが波や紫外線等の影響により微細化したものが含まれます。

こうした状況を踏まえ、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では「2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減すること」が持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして掲げられました。また、G7やG20においても海洋ごみ問題が議題とされ、2019年6月に開催されたG20大阪サミットにおいては、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。なお、2023年4月に開催されたG7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合では、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの目標から10年を前倒し、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心的な目標に合意されました。さらに、2022年11月からは政府間交渉委員会(INC)によって、海洋プラスチック汚染をはじめとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた議論が進められています。

国内では、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が2009年7月に施行、2018年6月に改正されました。海岸漂着物処理推進法に基づき、国は、海洋ごみの実態把握調査、都道府県等が実施する海洋ごみ対策事業への財政的な支援、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックご

^a 出典番号。出典一覧は34頁に示している。

み対策の取組等を行い、総合的かつ効果的な海洋ごみ対策を推進しています。

2. 伊勢湾における海洋ごみ問題

伊勢湾は、大王崎（三重県志摩市）から伊良湖岬（愛知県田原市）に至る長い海岸線を有しており、伊勢志摩国立公園の海岸などの良好な景観や環境の保全が重要な海岸も含まれています。また、答志島（三重県鳥羽市）や佐久島（愛知県西尾市）等の島々が見られるとともに、砂浜、干潟、岩場、汽水域が存在する等、多様な自然環境が形成されています。このような自然環境は、多様性に富んだ生態系を育み、アカウミガメやシロドリ等の希少な生物が生息・生育する場を提供しています。

また、伊勢湾は漁業活動の場や港として利用されるとともに、干拓による農地の開発等も行われ、産業活動の空間としての重要な役割を果たしています。さらには、海水浴場等のようにレジャーやレクリエーションの場としても利用されています。

このように伊勢湾は、私たちの生活に多くの恵みをもたらしていますが、一方で、深刻な海洋ごみ問題も抱えています。特に伊勢湾は、広い流域面積を有する閉鎖性の内湾であることから、流域で発生したごみが、河川等を通じて湾内に流出し、湾内や湾口の海岸に漂着しやすい地理的環境にあります。加えて、大雨や台風等の際には、雨風によって流された大量のごみが、回収が困難なほど海岸に漂着する場合があります。漂着したごみは、主に海岸の存する自治体によって回収されており、回収・処理にかかる費用は、国の補助制度があるものの、自治体の重荷となっています。



大雨後に港に積み上げられた流木



漁港を埋め尽くす漂流物



海岸に漂着したプラスチックごみ



河川敷に散乱したプラスチックごみ

3. 計画策定の背景及び目的

伊勢湾流域圏の岐阜県、愛知県、三重県（以下「三県」という。）は、それぞれの地域特性に合わせた海岸漂着物対策推進地域計画（以下「地域計画」という。）を策定しています。三県は、各県の地域計画に基づいて、海洋ごみの実態把握調査や、関係市町村及び海岸管理者等と連携した回収・処理や発生抑制対策に取り組んできました。これらの回収・処理及び発生抑制対策事業は、「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）」（環境省）、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」（国土交通省・農林水産省）、「水産多面的機能発揮対策交付金」（水産庁）等の国の補助制度を活用して実施しています。

さらに、三県及び名古屋市は、伊勢湾流域圏の総合的な海岸漂着物に関する課題について連携して取り組むために、2012年に伊勢湾総合対策協議会の中に海岸漂着物対策検討会を設置し、連携・協力による効果的な発生抑制対策等を検討・実施してきました。

この「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」（以下「本計画」という。）は、上流の内陸地域と下流の沿岸地域を一体とみなした流域圏での海洋ごみ対策の推進により、伊勢湾の良好な景観や海洋環境の保全を図ることを目的に策定しました。本計画により、流域圏の多様な主体の相互協力のもと、発生抑制対策をはじめとする取組を効率的かつ効果的に行うことで、伊勢湾の海洋ごみ対策を更に強力に進めていきます。

本計画における用語の定義を表 1-1 に示します。伊勢湾に流入する河川の集水域に長野県が含まれますが、本計画が所管する「伊勢湾流域」の範囲は、岐阜県、愛知県、三重県とします。

表 1-1 本計画における用語の定義

語句	説明
伊勢湾流域圏	「伊勢湾」及び「伊勢湾流域」
伊勢湾	大王崎（三重県志摩市）から伊良湖岬（愛知県田原市）を結ぶ北側の海域とし、三河湾も含む。
伊勢湾流域	岐阜県、愛知県、三重県の伊勢湾に流入する河川の集水域となっている陸域
海洋ごみ	海洋に流出したごみの総称（「漂着ごみ」、「漂流ごみ」、「海底ごみ」を含む）
漂着ごみ	海岸に漂着したごみ及び海岸に散乱したごみ
漂流ごみ	海面や海中を漂流するごみ
海底ごみ	海底に沈んでいるごみ
散乱ごみ	適切に管理されずに、陸域、河岸、河川域に散乱するごみ



図 1-1 本計画における伊勢湾及び伊勢湾流域の範囲^[3]

第2節 計画の位置づけ

本計画は、海岸漂着物処理推進法第14条に基づき、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（2010年3月閣議決定、2019年5月変更、以下「国の基本方針」という。）に沿って策定しています。

三県は、各県それぞれの地域計画に基づく対策を継続することに加えて、本計画により、三県が連携協力することで、各県単独では実施することが困難な“流域圏での広域的な海洋ごみの発生抑制対策”を推進します。



図 1-2 本計画の位置づけのイメージ

第2章 伊勢湾流域圏の現状

第1節 伊勢湾流域圏の特徴

1. 自然的特徴

(1) 伊勢湾流域の特徴

①山脈及び平野

北は飛騨高地、東は木曾山脈、三河高地、南は紀伊山地、西は鈴鹿山脈、布引山地等に囲まれ、その内側に濃尾平野、伊勢平野、岡崎平野、豊川平野等の平地が広がっています。伊勢湾流域の流域面積は約 18,135km² にわたっています^[4]。

②伊勢湾への流入河川

流域には、豊川、矢作川、木曾川、長良川、揖斐川、庄内川、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川といった一級河川を含んでいます。これら一級河川 10 水系の平均年間流入量は約 200 億 m³ です^[4]。



図 2-1 伊勢湾流域圏の概要^[3]

(2) 伊勢湾の海岸及び海域の特徴

①海岸

伊勢湾流域は、大王崎（三重県志摩市）から伊良湖岬（愛知県田原市）に至る約 940km の長い海岸線を有しています^[6]。また、的矢湾（三重県鳥羽市及び志摩市）や伊雑ノ浦（三重県志摩市）は、複雑に入り組んだリアス海岸となっています^[6]。

②海域

伊勢湾の海域面積は約 2,300km²、平均水深は約 17m であり、中央部は盆状となっています。約 20km の狭い湾口部には、答志島などの島々が存在します。外海との海水交換が少ない特性を持ち、閉鎖性の海域であることが特徴です^[4]。

③潮流

伊勢湾の海水流動については、伊勢湾の三河湾を除く海域では南部に反時計回りの環流、北部で時計回りの環流が卓越し、三河湾においても下層に反時計回りの環流が形成される等、海水が滞留しやすい流況が形成されています^[7]。

④希少な生物

伊勢湾の海岸や海域には希少な生物が観察されています。例えば、アカウミガメ^a（爬虫類；絶滅危惧ⅠB類）、シロウオ（汽水・淡水魚類；絶滅危惧Ⅱ類）、シロチドリ（鳥類；絶滅危惧Ⅱ類）、カワラハンミョウ（昆虫類；絶滅危惧ⅠB類）、ハクセンシオマネキ（甲殻類；絶滅危惧Ⅱ類）が挙げられます^{[8][9][10]}。



アカウミガメ



シロチドリ



カワラハンミョウ

伊勢湾の海岸及び海域の希少生物の例

⑤干潟

伊勢湾を代表する干潟の1つに、藤前干潟（愛知県名古屋市）があります。藤前干潟は、国指定鳥獣保護区・ラムサール条約湿地に登録され、多くの鳥類や底生生物（貝、カニ、ゴカイ等）が年間を通して確認されているほか、渡り鳥（シギ・チドリ類及びガンカモ類等）が各国から訪れる貴重な場となっています^[11]。

^a 写真提供：ウミガメネットワーク三重

アカウミガメが産卵のため砂浜へ上陸している写真である。日中に撮影しているが、アカウミガメの産卵は本来夜間に行われる。

⑥沿岸部の国立公園等

三重県では、伊勢志摩国立公園が志摩半島一帯とその周辺に広がっています。約6万haの広大な面積を占め、沿岸域のエリアと森林環境を中心とした内陸のエリアで構成されています^[12]。愛知県では、三河湾国定公園が知多半島や渥美半島等の三河湾を中心とする地域に広がり、約1万haの面積を占めています^[13]。



伊勢志摩国立公園^[12]



三河湾国定公園^[14]

伊勢湾流域圏の国立公園・国定公園

2. 社会的特徴

(1) 人口

伊勢湾流域の総人口は約1,100万人であり、東京圏、大阪圏と並ぶ三大都市圏に位置づけられています^[4]。

(2) 土地利用・産業

内陸地域には名古屋市、岐阜市を中心に、沿岸地域では津市、伊勢市、豊橋市等に商業地や住宅地が形成されています。

流域の土地利用状況は、山林61%、農地(田・畑・果樹園)11%、その他の土地28%であり、東京湾、大阪湾に比べ森林・農地の面積の割合が大きいことが特徴です^[4]。

また、伊勢湾には大小67の漁港が立地しています。イワシ、アナゴなどの魚類、シジミ、ハマグリ、バカガイなどの貝類、クロノリ、アオノリなどの藻類の漁業が盛んに行われており、アサリ、ガザミ、クルマエビなど、全国有数の水揚げ高を誇る水産物もあります。内陸地域ではウナギやアユの養殖業も行われています^{[4][15]}。

(3) レクリエーション施設等

沿岸部には、マリーナ、ヨットハーバーが分布しており、特に伊勢市、知多半島東岸部及び西尾市から蒲郡市にかけて多く立地しています。さらに、海水浴場は名古屋港等の物流・産業用地を除くほとんどの海岸部、また潮干狩り場は、桑名市から伊勢市にかけての海岸部、知多半島、西尾市から蒲郡市にかけての海岸部にあり、伊勢湾は多様な海洋性レクリエーションに利用されています^[4]。

長良川等の一級河川をはじめとした河川域では、優れた景観や自然環境から釣り、キャンプ、バーベキュー、水浴、ラフティング等の多様な利用が行われています^[4]。

第2節 海洋ごみの現状

1. 漂着ごみの現状

三県のうち、海岸を有する愛知県と三重県は、漂着ごみの現状を把握するため、漂着ごみの組成調査を実施しました^[16]。2020年度と2021年度の調査地点及び調査日は図2-2のとおりで、調査方法は「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（2020年6月第2版）」に基づき行いました^a。ごみの個数及び重量の結果は、表2-1と図2-3のとおりです。

重量のランキングでは、いずれの県も、1位及び2位は自然物である流木、灌木^bであり、その割合は8割以上でした。

個数のランキングでは、いずれの県も、プラスチック^cが上位を占めており、具体的には、食品容器、ボトルのキャップ・ふた、ペットボトル等の生活系のごみが含まれていました。加えて、三重県の海岸では、苗木ポットといった農業系のごみ、カキ養殖用まめ管（カキ養殖に用いるプラスチックの管）といった漁業系のごみについても含まれていました。

地点		2020年度 調査日	2021年度 調査日
愛知県	小鈴谷海岸	2020/12/14	2021/11/11
	春日浦海岸	2021/1/19	2021/12/8
三重県	奈佐の浜海岸	2020/8/11	2021/8/10
		2021/1/13	2022/1/12
	鼓ヶ浦海岸	2020/8/19	2021/8/31
		2021/1/20	2022/2/16
	阿児の松原海岸	2020/8/12	2021/8/12
		2021/1/15	2022/1/14



図 2-2 漂着ごみの調査地点及び調査日^{d,e}

- ^a 2022年1月以降に実施された三重県の調査では、2021年10月に一部改訂されたガイドラインに準じている。
- ^b 「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン(2020年6月第2版)」の集計方法に基づき、灌木については、重量の集計には含め、個数の集計には含めていない。
- ^c 「プラスチック」と「発泡スチロール」は別項目として集計している。
- ^d 小鈴谷海岸は、常滑市小鈴谷周辺の海岸のことをいう。
- ^e 以降、調査地点図は国土交通省 地理院地図(電子国土 web)を加工して作成している。

表 2-1 調査結果(個数及び重量ランキング(上位 15 種) ^{f g h})

【重量ランキング】

【愛知県】重量ランキング (自然物を含む)					【三重県】重量ランキング (自然物を含む)				
順位	大分類	オプション項目	重量 (kg)	割合 (%)	順位	大分類	オプション項目	重量 (kg)	割合 (%)
1	自然物	流木 (径10cm以上,長さ1m以上)	2,363	72.0	1	自然物	灌木 (種物片を含む, 径10cm未満,長さ1m未満)	3,406	43.7
2	自然物	灌木 (種物片を含む, 径10cm未満,長さ1m未満)	851	25.9	2	自然物	流木 (径10cm以上,長さ1m以上)	3,370	43.2
3	木 (木材等)	木材 (物流用パレット、木炭等を含む)	30	0.9	3	木 (木材等)	木材 (物流用パレット、木炭等を含む)	253	3.2
4	プラスチック	飲料用 (ペットボトル) <1 L	8	0.2	4	自然物	その他	213	2.7
5	プラスチック	硬質プラスチック破片	7	0.1	5	発泡スチロール	発泡スチロール製フロート・浮子 (ブイ)	126	1.6
6	プラスチック	その他のプラボトル<1 L	4	0.1	6	電化製品、電子機器	電化製品、電子機器	100	1.3
7	ゴム	靴 (サンダル、靴底を含む)	3	0.1	7	プラスチック	硬質プラスチック破片	46	0.6
8	プラスチック	飲料用 (ペットボトル) ≥1 L	2	0.1	8	金属	その他	40	0.5
9	ガラス、陶器	食品容器	2	0.1	9	プラスチック	飲料用 (ペットボトル) <1 L	29	0.4
10	プラスチック	ストロー	2	0.1	10	プラスチック	その他	22	0.3
11	発泡スチロール	発泡スチロール製フロート・浮子 (ブイ)	1	0.0	11	プラスチック	ロープ、ひも (漁具)	21	0.3
12	発泡スチロール	発泡スチロールの破片	1	0.0	12	プラスチック	浮子 (ブイ) (漁具)	20	0.3
13	プラスチック	食品容器	1	0.0	13	木 (木材等)	その他	16	0.2
14	プラスチック	その他	1	0.0	14	ガラス、陶器	食品容器	11	0.1
15	プラスチック	ボトルのキャップ、ふた	1	0.0	15	プラスチック	シートや袋の破片	10	0.1

【個数ランキング】

【愛知県】個数ランキング (自然物を含む)					【三重県】個数ランキング (自然物を含む)				
順位	大分類	オプション項目	個数 (個)	割合 (%)	順位	大分類	オプション項目	個数 (個)	割合 (%)
1	発泡スチロール	食品容器 (発泡スチロール)	470	22.7	1	プラスチック	ボトルのキャップ、ふた	2,254	28.2
2	自然物	流木 (径10cm以上,長さ1m以上)	368	17.8	2	プラスチック	食品容器	811	10.2
3	プラスチック	飲料用 (ペットボトル) <1 L	197	9.5	3	プラスチック	その他	657	8.2
4	プラスチック	ボトルのキャップ、ふた	192	9.3	4	自然物	流木 (径10cm以上,長さ1m以上)	513	6.4
5	プラスチック	食品容器	133	6.4	5	プラスチック	飲料用 (ペットボトル) <1 L	512	6.4
6	プラスチック	ウレタン	123	6.0	6	プラスチック	食品の容器包装	457	5.7
7	プラスチック	その他のプラボトル<1 L	76	3.7	7	プラスチック	苗木ポット	298	3.7
8	プラスチック	食品の容器包装	65	3.1	8	プラスチック	その他プラスチック袋	276	3.5
9	木 (木材等)	木材 (物流用パレット、木炭等を含む)	59	2.9	9	プラスチック	カップ、食器	221	2.8
10	プラスチック	たばこ吸殻 (フィルター)	34	1.6	10	プラスチック	カキ養殖用まめ管 (長さ1.5cm) (漁具)	168	2.1
11	プラスチック	ライター	33	1.6	11	プラスチック	テープ (荷造りバンド、ビニールテープ)	145	1.8
12	プラスチック	その他	33	1.6	12	プラスチック	ライター	143	1.8
13	プラスチック	テープ (荷造りバンド、ビニールテープ)	24	1.2	13	プラスチック	ストロー	113	1.4
14	プラスチック	ストロー	21	1.0	14	プラスチック	その他のプラボトル<1 L	112	1.4
15	ゴム	靴 (サンダル、靴底を含む)	19	0.9	15	プラスチック	ロープ、ひも (漁具)	107	1.3



流木



灌木



食品の容器包装等



ペットボトル



苗木ポット



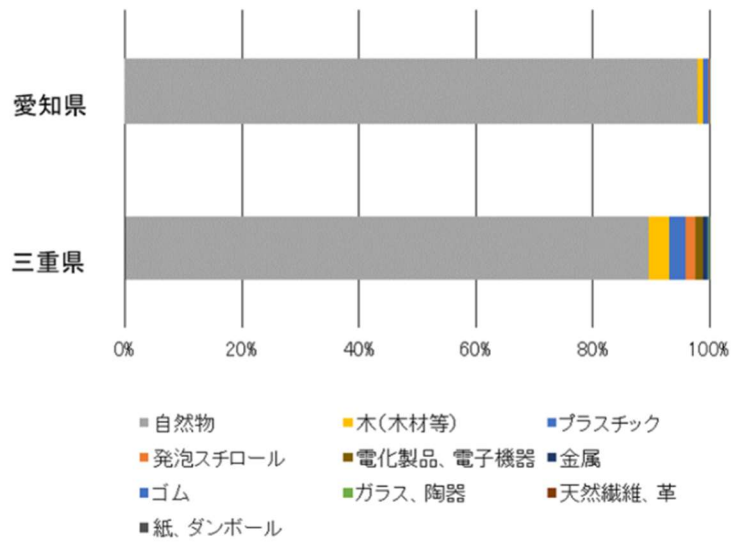
カキ養殖用まめ管

^f ガイドラインに基づき、個数ランキングの集計では、破片類(シートや袋の破片、硬質プラスチック破片、発泡スチロールの破片、ゴムの破片、ガラス・陶器の破片、金属片、紙片、灌木)を除いている。

^g 「発泡スチロール」は「プラスチック」と別項目として集計している。

^h 角材等の人工的な利用が疑われる木材は「木(木材等)」として集計している。

2020,2021重量割合(大分類別)



2020,2021個数割合(大分類別)

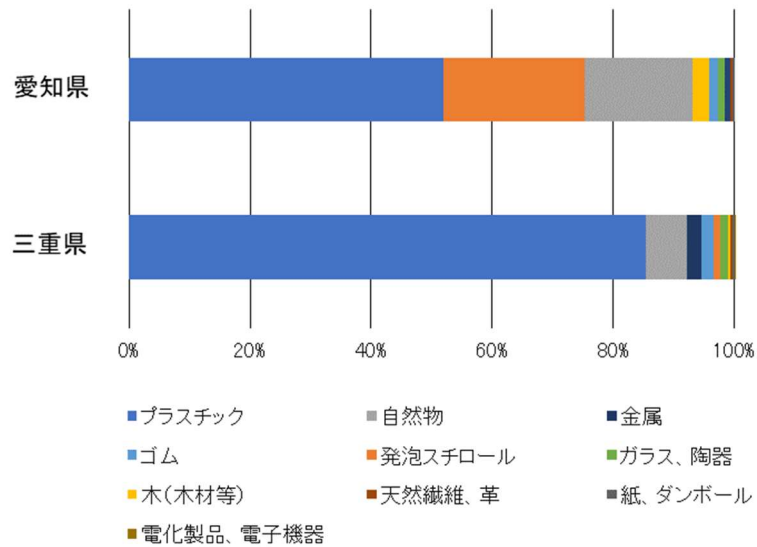


図 2-3 調査結果(重量及び個数割合)

2. 漂流ごみの現状

環境省は、2015 年度に漂流ごみの組成調査を実施しました^[17]。調査は、航行している船から目視で漂流ごみを観測する方法で行われました。伊勢湾での調査海域と調査測線（目視調査した場所）、調査日は図 2-4 のとおりです。

調査海域	調査測線	調査日
湾奥	11、12	2015/10/13、14
湾中央	13、14	2015/10/14、16
湾口	15、16	2015/10/17、18
湾外 ^a	17、18	2015/10/21
三河湾	19、20	2015/10/19、20

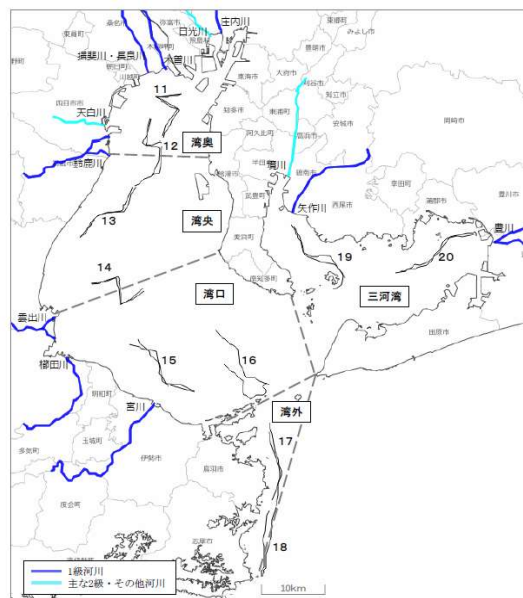


図 2-4 漂流ごみの調査海域、調査測線、調査日

調査結果のうち、各調査海域における人工物の発見個数を表 2-2 に示します。どの海域においてもプラスチックが多くを占めており、食品包装、レジ袋、ペットボトルといった生活系のプラスチックごみが確認されました^b。

表 2-2 人工物の発見個数

調査海域	人工物の発見個数 (個)							
	プラスチック				発泡スチロール	ガラス製品	金属製品	その他人工物
	食品包装	レジ袋	ペットボトル	その他プラ製品				
湾奥	1	4	0	56	2	0	1	8
湾中央	10	16	4	37	0	0	0	6
湾口	7	7	3	57	1	0	1	3
湾外	20	5	8	94	2	1	2	3
三河湾	8	9	2	73	0	2	5	5
合計	46	41	17	317	5	3	9	25

^a 本計画の定義では、調査地点は湾外ではないが、環境省の表現をそのまま引用している。

^b 「その他プラスチック製品」は、大半が 1cm 程度のプラスチック片であり、製品が劣化し分裂したことで発生しているものが含まれていると考えられ、ペットボトルなどの製品の形をとどめた漂流ごみと個数の多寡を単純に比較することはできない。

3. 海底ごみの現状

三重県は、2009 年度に伊勢湾の 4 海域で海底ごみの組成調査を実施しました^[18]。調査は、漁業協同組合の協力により、底引き網漁で回収したごみを計測することにより行いました。調査海域と期間は図 2-5 のとおりです。

調査海域	船数	開始日	終了日
A 海域	2	2009/11/2	2010/1/15
B 海域	2	2009/11/4	2010/1/16
C 海域	1	2009/11/4	2009/12/25
D 海域	1	2009/11/5	2010/1/15

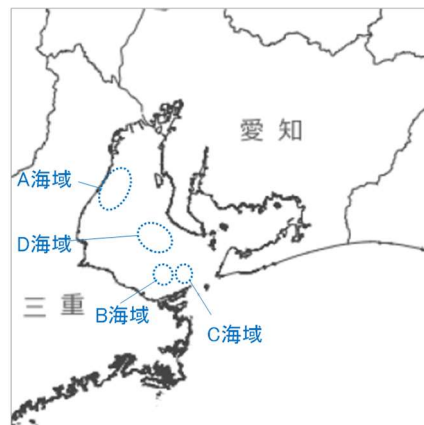


図 2-5 海底ごみの調査海域及び調査日

4 海域でのごみ重量及びかさ容量を調査した結果を表 2-3 に示します。重量のランキング、かさ容量のランキングともに、自然物である流木・灌木が 1 位と 2 位となりました。3 位以降では、生活系の袋類、食品の包装・容器、飲料用プラボトル、漁業系のロープ・ひも等となっていました。

表 2-3 4 海域での海底ごみ調査結果の合計：

重量(左)とかさ容量(右)のランキング(上位 15 種を抜粋)

海底ごみの重量ランキング (自然物含む)					海底ごみのかさ容量ランキング (自然物含む)				
順位	種別	品目	重量 (kg)	割合 (%)	順位	種別	品目	かさ容量 (ℓ)	割合 (%)
1	その他	流木	382	40.9	1	その他	灌木	1,383	19.5
2	その他	灌木	141	15.1	2	その他	流木	1,245	17.6
3	事業系	その他事業系	75	8.1	3	生活系	袋類 (農業用以外)	1,236	17.4
4	生活系	袋類 (農業用以外)	67	7.2	4	生活系	食品の包装・容器	800	11.3
5	漁業系	ロープ・ひも	38	4.0	5	生活系	飲料用プラボトル	688	9.7
6	生活系	その他生活系	35	3.7	6	事業系	その他事業系	286	4.0
7	生活系	食品の包装・容器	31	3.3	7	漁業系	ロープ・ひも	284	4.0
8	漁業系	その他漁業系	30	3.2	8	生活系	その他生活系	270	3.8
9	生活系	飲料用プラボトル	29	3.1	9	生活系	飲料缶	180	2.5
10	その他	その他	17	1.8	10	その他	その他	161	2.3
11	事業系	木材等	16	1.7	11	漁業系	その他漁業系	151	2.1
12	生活系	飲料缶	15	1.6	12	その他	硬質プラスチック破片	75	1.1
13	その他	金属破片	14	1.5	13	生活系	生活雑貨	69	1.0
14	生活系	生活雑貨	7	0.8	14	その他	プラスチック袋や袋の破片	59	0.8
15	生活系	飲料ガラス瓶	7	0.8	15	その他	金属破片	47	0.7

第3節 海洋ごみの発生状況

1. 散乱ごみの現状

環境省は、2019 年度に、三県の陸域と河川域の散乱ごみの組成調査を実施しました^[19]。調査は、2019 年 5 月から 2020 年 1 月までにかけて実施し、「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」の分類表（一部改編）に基づき、人工物を対象に散乱ごみの種類と個数について調べました。

調査結果は図 2-6 のとおりで、食品の包装・容器、飲料用（ペットボトル）、レジ袋、たばこの吸殻（フィルター）等の使い捨てプラスチックを中心とする生活系のごみが多くを占めていました。

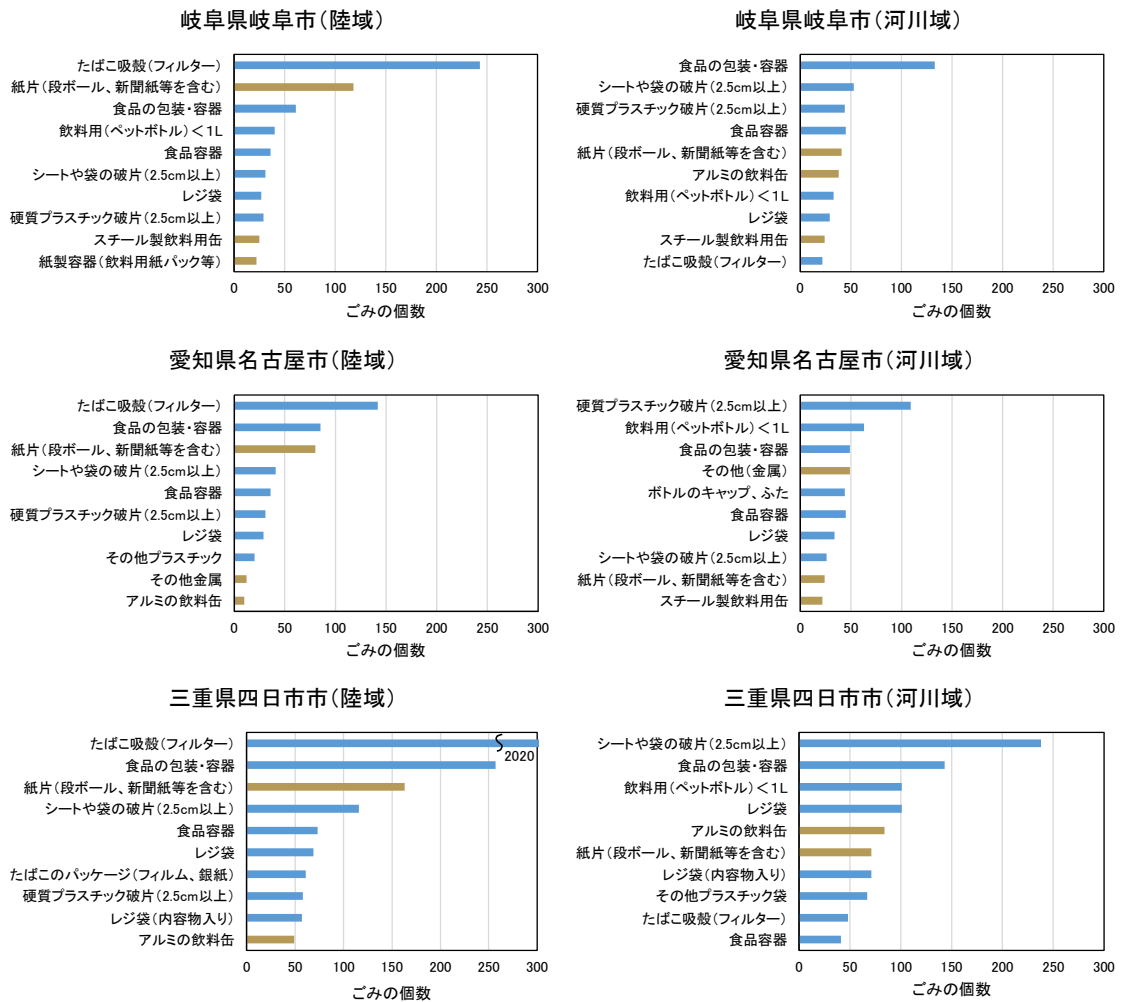


図 2-6 人工物を対象とした散乱ごみの組成調査結果^a

^a プラスチック類を青色で示している。

2. 伊勢湾における漂着ごみの発生場所の推定

三重県は、2010年度に、県内の海岸で回収したライターを表記文字等から、漂着ごみの発生場所を推定する調査を実施しました^[20]。

調査結果は図 2-7 のとおりです。発生場所を推定できた 94 個ライターのうち、多くのものが、三重県、岐阜県、愛知県に由来しているとされたことから、伊勢湾の海洋ごみの多くは流域圏から発生していることが推定されました。

また、2009 年にも同様に、ライターの表記文字から伊勢湾の漂着ごみの流出地を推定する研究が行われました^[21]。その結果でも、ライターの流出地は伊勢湾流域が多く、沿岸地域のみならず内陸地域にも分布していることが示されました。

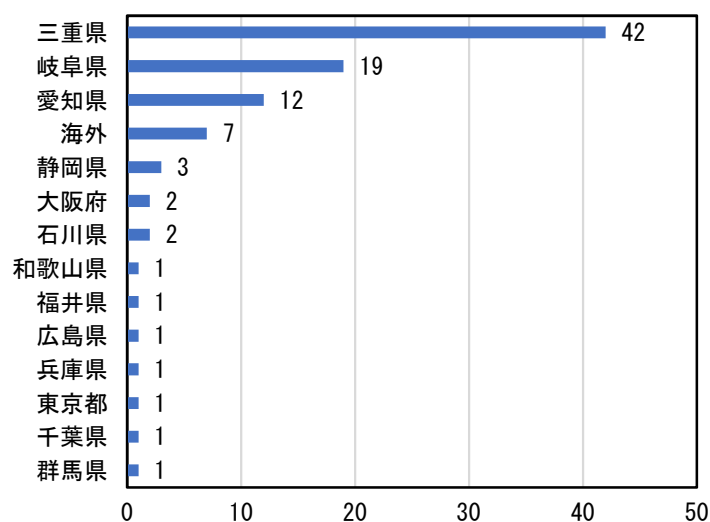


図 2-7 三重県内の海岸で採取されたライターの発生場所^b

^b 1,361 個のうち発生場所を推定できた 94 個について集計した。なお、ライターに表記されていた飲食店等の位置情報をもとに推定しているため、実際のごみの発生場所と必ずしも一致するものではない。

3. 伊勢湾への流出状況の推定

三重県と四日市大学は、2018 年度に河川から伊勢湾への流出状況についてシミュレーションを実施しました^[22]。シミュレーションの計算対象期間は、2018 年 9 月 1 日から 12 月 31 日までとし、主要河川の流量と河川水中のごみ濃度（推定値）を用いて計算したところ、9 月と 10 月の結果については、図 2-4 のとおりになりました。

9 月 5 日に台風 21 号が、9 月 30 日に台風 24 号が伊勢湾付近を通過したため、河川流量が増え、多くのごみが伊勢湾に流入したと推定されました。また、10 月 6 日には、台風 25 号が伊勢湾流域に降雨をもたらしたことに由来するごみの流入も確認されました。

また、このシミュレーションにおいて、計算期間内に伊勢湾内に放出されたごみ体積は 1,534m³ で、このうちの 65%が伊勢湾内に留まり、35%が伊勢湾外に放出されたと推定されました。

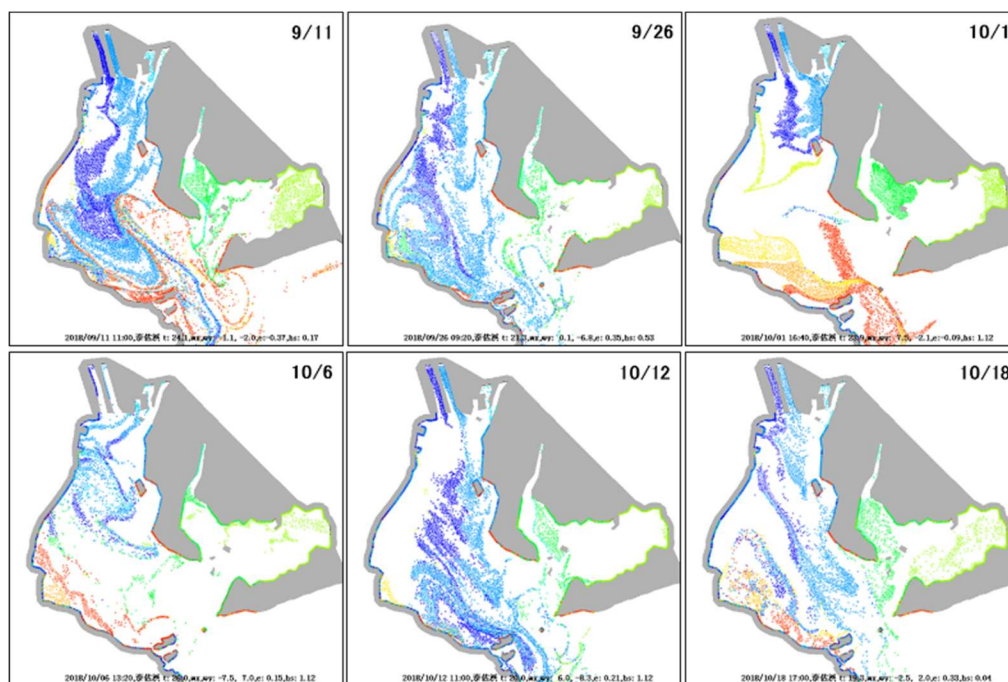


図 2-4 河川からの伊勢湾に流出したごみのシミュレーション。

粒子は、河川から流出したごみを示しています。粒子の色は、河川ごとに区別しています(青:揖斐長良川、薄青:木曾川、水色:庄内・天白川、青緑:境川、緑:矢作川、黄緑:豊川、薄黄:鈴鹿川、黄:雲出川、橙:櫛田川、赤:宮川)。

第4節 海洋ごみ問題に係る県民アンケート調査

本計画の策定にあたり、効果的な海洋ごみの発生抑制対策等を検討する目的で、県民の海洋ごみ問題に対する現状認識、発生抑制への意識等について、アンケート調査を実施しました。調査内容は表 2-4 のとおりです。調査結果の概要は表 2-5 に、結果の詳細は巻末資料に示しています。

表 2-4 海洋ごみ問題に係るアンケートの調査内容

調査時期	2022年8月15日～8月24日
対象人数	岐阜県、愛知県、三重県在住の1,005人
対象年代	20代、30代、40代、50代、60代以上 各区分で各県約60人ずつ
調査方法	インターネットアンケートシステムを用いた配信・集計

表 2-5 海洋ごみ問題に係るアンケートの調査結果の概要

分類	項目	調査結果の概要	巻末資料の番号
認識度	海洋ごみ問題の認知度	・海洋ごみ問題の認知度は、全世代を平均すると75%であり、中高年の認知度に比べて若年層の認知度が低かった。	1. (1)
	プラスチック及び廃棄物に関する用語の認知度	・「3R」の認知度が比較的lowかった。認知度が比較的高い用語であっても「言葉も意味も知っている」と回答した割合は50%程度にとどまっていた。	1. (2)
	海洋ごみの環境影響へのイメージ	・海洋ごみの自然環境や生活環境への影響のイメージについては、海岸及び陸域由来の人工物は影響が大きいとされた一方、自然物である流木等は、比較的影響が小さいとされた。	1. (3)
普及啓発	海洋ごみ問題を知った経緯	・テレビの広報効果が全年代を通して高かった。 ・若年層に関してはテレビの広報効果が他の年代と比べて低く、ポスターやチラシ、SNS等の媒体の効果が比較的高かった。	2. (1)
	普及啓発活動により海洋ごみ問題を知った後の関心と行動	・普及啓発活動を知った後に環境問題への関心が高まったとした人が75%、行動変容につながったとした人が過半数だった。	2. (2)
	清掃活動への参加意思	・清掃活動を行いたい人のうち約28%は清掃活動を行ったことがなく、参加意思のある人のうち約39%は活動が行われていることを知らなかった。	2. (3)
実施主体	海洋ごみ削減の取組実施主体等に対する認識	・海洋ごみ削減の取組実施主体として、国や地方公共団体、個人、観光客の重要性が高いとの回答が多かった。 ・地域のコミュニティやボランティア団体の実施するイベントへの参加希望が多かった。	3.

また、調査結果から次のことが考えられました。

- 海洋ごみ問題の認知度は、中高年の認知度に比べて若年層で低いことから、全体の認知度を上げるためには、若年層に対して海洋ごみ問題を発信することが重要であると考えられました。
- プラスチック及び廃棄物に関する用語の認知度について、意味を知らないとする割合が50%を超える用語もあり、用語の意味についても周知を図っていく必要があると考えられました。
- 自然物である流木は比較的自然環境や生活環境への影響度が小さいとイメージされていることについて、実際には流木の漂着による景観等の問題が生じていることから、人工物による影響とあわせて自然物による影響も発信し、伊勢湾の海洋ごみ問題の現状を県民に伝えることが重要であると考えられました。
- 普及啓発活動の媒体については、全年代で効果が高いとされたテレビとあわせて、若年層に対しては、ポスターやチラシ、SNS等も有効であると考えられました。
- 普及啓発活動は、県民の環境問題の意識醸成や行動の実践に対して一定の成果を出していることがわかりました。また、清掃活動に関する情報発信が、清掃活動参加者の増加につながる可能性が示されました。
- 海洋ごみ削減の取組実施主体としては、国や地方公共団体の重要性が高く認識され、清掃活動のイベントについては、地域のコミュニティやボランティア団体が行う活動への参加希望が多くみられました。国や地方公共団体、ボランティア団体等の多様な主体が適切な役割分担のもとにそれぞれの取組を実施することによって効果的かつ効率的な海洋ごみ対策を推進できると考えられました。

第5節 海洋ごみ対策の現状

1. 漂着ごみと漂流ごみの回収・処理

愛知県及び三重県は、国の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)を活用して、市町村等が実施する漂着ごみと漂流ごみの回収・処理事業にかかる経費を助成しています。2017年度から2021年度までの地域環境保全対策費補助金を活用した漂着ごみ等の回収重量の推移を図2-8に示します。

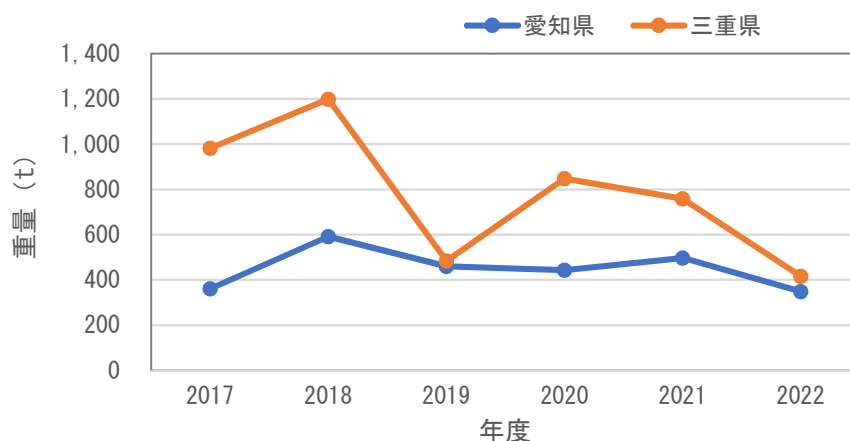


図 2-8 愛知県・三重県の漂着ごみ及び漂流ごみの回収重量の推移

2. 三県の発生抑制対策

三県の発生抑制対策事業一覧を表2-6に示します。

岐阜県では清掃活動の成果などを「見える化」するウェブページを開設し、海洋ごみ発生抑制に向けた県民の自主的な取組を促進しています。さらに、使い捨てプラスチックの使用合理化、再生材やバイオプラスチックや紙などの再生可能資源への適切な代替などに取り組む事業所を登録する「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」制度を創設し、プラスチック資源の循環の推進を通じて、海洋プラスチックごみの削減に取り組んでいます。

愛知県では、海岸漂着物対策や清掃活動情報等を県ウェブサイトで発信するとともに、独自に作成した海洋ごみに関する環境学習プログラムによる普及啓発活動を実施しています。また、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」として、「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を発表し、消費者、事業者のプラスチックごみ削減に向けた意識や行動変容を促す施策を推進しています。

三重県では、テレビ・ラジオ・新聞・県ウェブサイト・SNS等の各種媒体を用いて、海洋ごみ問題や県の取組について情報発信を行っています。また、職員による出前トークや啓発物品の配布などを行い、海洋ごみ問題に対する意識の醸成に取り組んでいます。さらに、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」や「三重県庁プラスチックスマートアクション」により資源のスマートな利用について呼びかけています。



岐阜県 『ぎふプラスマ!』制度



愛知県 環境学習プログラム



三重県 普及啓発動画(YouTube)

三県における発生抑制対策例

表 2-6 発生抑制対策事業一覧

No.	県	事業名	概要
1	岐阜県	岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ!」制度	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源循環に資する取組を実施する事業所を「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」として登録。 使い捨てプラスチック製品の使用合理化や再生可能な原料への代替などに取り組む全ての事業者を対象とする。
2	岐阜県	美しいふるさと運動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 県内各地におけるプラスチックごみ等の散乱防止及び再資源化に関して、行政、県民、事業者等にて各々の取組みを促進するもの。 「プラごみゼロ・キャンペーン週間」として、年に2回、県下一斉に清掃及び啓発活動等によりプラスチックごみ等の対策を実施している。
3	岐阜県	地域活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用し、県民自ら実行する森づくりや川づくり、水環境等の環境保全活動を募集し、採択された活動に対して活動費を助成。 2022年度は55事業が採択。
4	岐阜県	岐阜県清掃活動ウェブページ「クリーンアップぎふ～海まで届け清流!～」	<ul style="list-style-type: none"> ごみ拾い SNS と連動して、企業や団体、個人による清掃活動の成果等を「見える化」したウェブページを開設。 同ページでは、全国初の取組として、重点モデル区域（高山市、垂井町）にて実施した散乱ごみの分布状況調査の結果を色分けして表現した地図を掲載。
5	愛知県	あいちプラスチックごみゼロ宣言	<ul style="list-style-type: none"> 2020年1月にプラスチックごみゼロに向けて、消費者、事業者、行政が一体となって行動していくことを宣言。 消費者、事業者のプラスチックごみ削減に向けた意識や行動変容を促す施策を推進。
6	愛知県	ごみゼロ社会推進あいち県民会議	<ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生、環境の保全、資源の有効利用の促進を図ることを目的に、消費者、事業者、行政が相互に連携しながら、一体となってごみゼロ社会の形成を推進するため、1993年に設立した。 県内の事業者団体、消費者団体、女性団体、市町村等111団体（2023年5月現在）で構成。

No.	県	事業名	概要
7	愛知県	ポイ捨て・不法投棄の防止	・「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」に基づくごみ散乱防止の普及啓発事業等を実施。
8	愛知県	環境学習プログラム	・県で作成した海洋ごみに関する環境学習プログラム（海岸版・室内版）を実施・推進。
9	愛知県	愛知県海岸漂着物環境学習サイト	・海岸漂着物対策や清掃活動情報等を発信するウェブサイトを運営。
10	三重県	普及啓発事業	・テレビ・ラジオ・新聞・県ウェブサイト・SNS等の各種媒体を用いて、海洋ごみ問題や県の取組についての情報を発信。 ・職員による出前トークや啓発物品の配布などを行い、海洋ごみ問題に対する意識の醸成に取り組んでいる。
11	三重県	漂着ごみのモニタリング調査結果の公表	・毎年度実施している漂着ごみの組成調査について、結果を県ウェブサイトで公表。 ・調査結果は海岸管理者等と情報共有し、意見交換を実施。
12	三重県	三重県漁業系廃棄物の実態把握調査結果の共有	・漁業系廃棄物の発生抑制対策として活用が可能と考えられる取組事例を取りまとめ、漁業関係者と共有。
13	三重県	みえスマートアクション宣言事業所登録制度	・資源のスマートな利用を実施する事業所を登録し、県ウェブサイトで公表。 ・優良な取組事例については、県ウェブサイト等でPRを実施。
14	三重県	三重県庁プラスチックスマートアクション	・職員が以下のような取組によりプラスチックスマートな活動を実施。 ➤職員によるマイバッグ・マイボトル運動 ➤会議等におけるペットボトルの提供回避 ➤仕出し弁当における使い捨てプラスチックの使用抑制 ➤プラスチック製事務用品の長期利用
15	三重県	楽しくひろって三重をきれいに！三重の環境美化プロジェクト	・ごみ拾い SNS と連動して、企業や団体、個人による清掃活動の成果等を「見える化」したウェブページを開設。

3. 広域連携による発生抑制対策

三重県では、愛知県、岐阜県及び名古屋市と連携して「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を2008年度から行っています。この事業では、伊勢湾流域圏のさまざまな場所で実施されている清掃活動の情報を取りまとめて、三重県のウェブサイトやSNS等で情報発信しています。このことにより、清掃活動参加者を含む多くの県民に向けて、環境問題について一緒に考える機会を創出しています。加えて、参加団体の交流会も開催しており、参加団体間の交流や情報交換・共有の場を提供しています。

また、2012年度に発足した、岐阜県・愛知県・三重県・名古屋市で構成する海岸漂着物対策検討会では、各県の海洋ごみ対策の情報共有、啓発物品の共同購入、現地研修会を実施しています。さらに、海岸漂着物対策検討会は、伊勢湾流域圏で広域的に活動している「22世紀奈佐の浜プロジェクト委員会」に協力し、海岸での清掃活動や普及啓発活動に取り組んでいます。



「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」のパンプレット

第6節 現状の分析

第2節の海洋ごみの現状からは、伊勢湾の海洋ごみは流木や灌木が重量で大半を占めることに加え、人工物では、私たちの生活や、漁業、農業といった事業活動から排出されたプラスチックごみ等が多く含まれていることがわかりました。

第3節の人工物を対象とした海洋ごみの発生状況の調査からは、伊勢湾の海洋ごみの大部分は、伊勢湾流域圏から流出したごみが由来となっていると考えられました。内陸地域及び沿岸地域で発生したごみが海洋ごみになるまでのイメージを図3-1に示します。



図3-1 内陸地域及び沿岸地域で発生したごみが海洋ごみになるまで^[23]

第4節の県民アンケート調査からは、県民に対して、海洋ごみや資源循環に関する現状や清掃活動等に関する更なる情報発信をしていくことが、発生抑制対策のために重要であることがわかりました。また、海洋ごみに関する認知度の低い若年層には、テレビだけではなく、SNSやチラシ、ポスターといったさまざまな情報媒体を活用することが有用であることが示されました。さらに、地方公共団体が海洋ごみ対策に取り組む姿勢を県民に分かりやすく示すとともに、地域のコミュニティやボランティア

団体等の多様な主体と連携しながら対策を推進することが求められていると考えられました。

三県では、第5節にまとめたとおり、それぞれが各県の方針に基づき、回収・処理や発生抑制対策に取り組むともに、一部では広域連携による発生抑制の取組も実施しているところです。しかし、伊勢湾に流入するごみを一層減らすためには、流域圏全体での取組が必要であり、これまでの広域連携による取組を強化・拡大することにより、伊勢湾の海洋ごみ問題を内陸地域と沿岸地域のすべての地域における共通の問題であるとの認識をもってもらうことが重要であると考えられました。

第3章 共通理念及び基本方針

伊勢湾流域圏の現状を踏まえ、本章で流域圏の共通理念及び多様な主体との連携によって推進する取組の基本方針を示します。

第1節 流域圏の共通理念

私たちの生活や事業活動が、伊勢湾における海洋ごみの主な発生源となっています。このような伊勢湾の現状を受け、内陸地域から沿岸地域までの多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、“森・川・海のつながりを大切に”流域圏が一体となって伊勢湾の海洋ごみ対策を実施します。このことにより、伊勢湾全体の景観や海洋環境の保全を図り、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生を目指します。



「森・川・海のつながりを大切に」



第2節 取組の基本方針

第1節で示した流域圏の共通理念を受け、多様な主体との連携によって推進する取組の基本方針を示します。概要は、図3-2のとおりです。

(1) 調査・研究による実態把握の推進

三県は、沿岸地域や内陸地域での海洋ごみの調査を継続して実施するとともに、三県で連携して、海洋ごみの調査結果の評価や発生抑制対策の効果検証等を実施します。このことで、伊勢湾流域圏の海洋ごみの分布状況や発生源等の更なる実態把握に努め、効果的な発生抑制対策や回収・処理につなげていきます。



漂着ごみの調査

(2) 効果的な発生抑制対策の推進

三県及び市町村は、伊勢湾流域圏の海洋ごみの現状を広く関係者に情報発信することで、海洋ごみ問題に関する意識の醸成を図るとともに、環境学習や清掃活動等の具体的な活動への参加を促します。また、内陸地域及び沿岸地域の多様な主体は、森・川・海へとつながるごみの流出を抑制することで、海洋ごみの更なる削減に努めます。



環境学習

(3) 多様な主体間の連携の確保

流域圏の内陸地域と沿岸地域の多様な主体が、県境を越えて広域的に連携する体制の構築に努めます。また、各主体は、相互に情報共有を行いながら、地域の実情に応じた適切な役割分担のもとに伊勢湾流域圏での海洋ごみ対策を推進します。



県民による清掃活動

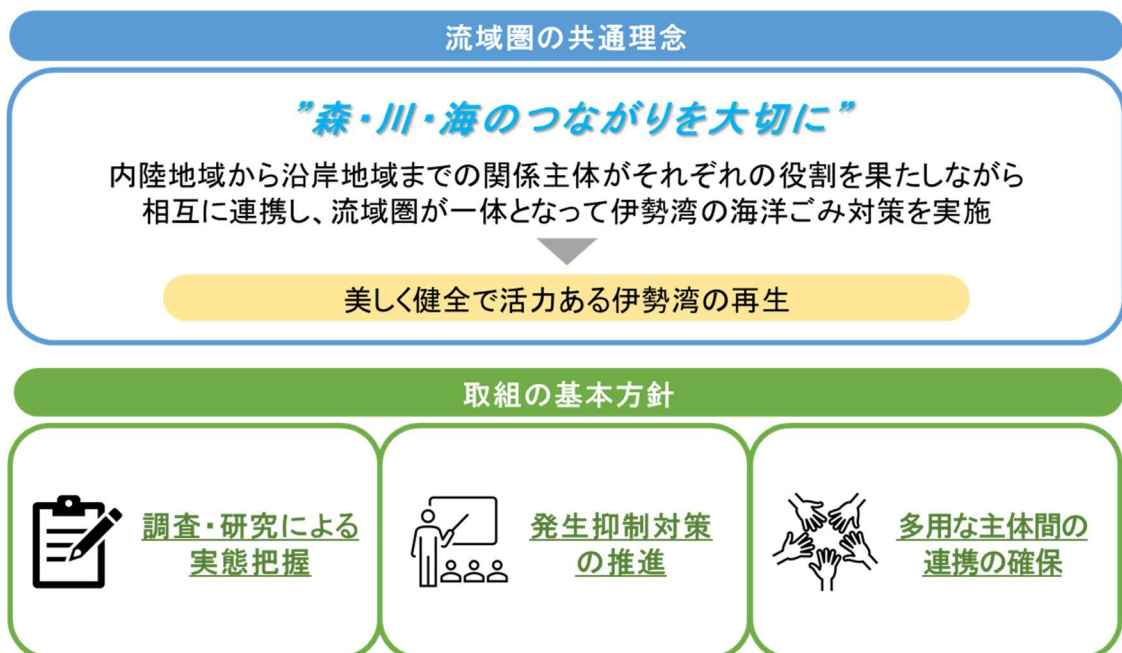


図 3-2 本計画の共通理念及び基本方針の概要

第4章 広域連携による海洋ごみ対策

第1節 海洋ごみ対策を重点的に推進する区域

地域計画では、法第14条第2項第1号の規定に基づく、海洋ごみ対策を重点的に推進する区域（以下「重点区域」という）を定めます。

伊勢湾における海洋ごみは、内陸地域での私たちの生活や事業活動によって発生していることを受け、本計画における重点区域は、広域的な発生抑制対策を推進するため地域として、図1-1で示す伊勢湾流域全域とします。

第2節 調査・研究による実態把握

三県は、これまで定期的に海洋ごみの漂着状況や発生状況等の実態把握調査を実施してきました。今後もこうした調査を継続して実施することとし、実施にあたっては、環境省の調査ガイドラインを活用すること等により、調査手法やデータの集計・表示方法を統一化し、三県の調査結果を比較できるようにします。

調査結果については三県で共有し、三県が連携して結果の評価や発生抑制対策の効果検証等を実施します。これにより、海洋ごみの分布状況、発生源、流出時期、流出原因等に関する実態把握に努め、各県それぞれが実施する発生抑制対策や回収・処理などの海洋ごみ対策にフィードバックします。

また、海洋ごみの実態把握調査の結果及び研究の成果に関する情報は、三県のウェブサイト等の各種情報媒体を活用して発信することで、関係者とも共有します。これにより、伊勢湾の海洋ごみの現状と課題について、流域圏の各主体が理解を深め、共通認識を持つ機会を提供します。

なお、調査手法が確立していないマイクロプラスチック等については、国が発生抑制のための施策の在り方を検討することから、国の動向等を踏まえ、三県で対応について検討します。

第3節 効果的な発生抑制対策

1. 広域的な普及啓発活動の実施

三県は、伊勢湾流域の海岸等で行われている清掃活動の情報を取りまとめて発信する「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」等の普及啓発活動をはじめとして、三県の連携事業を強化・拡大し、流域圏での更なる発生抑制対策を進めていきます。

県や市町村、民間団体によって開催されるイベント等では、啓発物品、ポスター等を三県で共用し、効率的かつ効果的に伊勢湾流域圏の海洋ごみ問題を発信します。

また、民間団体等が多様な主体と連携して取り組む清掃活動や普及啓発活動^aについては、広域連携による発生抑制の取組のモデルとして取り上げ、情報を発信します。このことにより、流域圏の多様な主体間のネットワークを強化するとともに、広域連携による活動の水平展開につなげていきます。

これらの普及啓発活動に関する情報は、三県のウェブサイト等の各種情報媒体を活用し発信することで、関係者とも共有します。また、国に対しては、伊勢湾の現状や対策の状況について発信するとともに、広域的な発生抑制対策を促進する施策について呼びかけていきます。

このような広域的な普及啓発活動の実施により、清掃活動等の具体的な活動への参加を促進し、伊勢湾流域の内陸地域・沿岸地域が一体となり海洋ごみ対策に取り組む意識の醸成を図ります。

2. 特定のごみ等を対象とした流域圏での対策

実態把握調査の結果から海洋ごみの発生源を把握し、効果的な発生抑制のため特定のごみや素材・製品を対象として対策を実施していくことは、効果的な海洋ごみの発生抑制を行うために重要です。三県は、実態把握調査の結果を活用し、プラスチック類等の特定のごみ等を対象とする対策を、伊勢湾流域圏の県民や事業者等に呼びかけていきます。このことにより、流域圏の一体感や当事者としての問題意識を高め、海洋ごみの発生抑制に向けた行動を積極的に実践するよう促します。

また、流木や灌木は伊勢湾の海洋ごみの重量で大半を占めており、洪水や台風、大雨等の際には、大量に海岸や河川に漂着し、生態系、海岸の景観、漁業活動、レクリエーション等に大きな影響を与える場合があります。そのため、森林関係者等による計画的かつ適正な森林整備等を推進し、流木の水域への流出抑制対策に努めます。

^a 例えば、「22世紀奈佐の浜プロジェクト委員会」が実施しているような流域圏での広域的な活動のことをいう。

第4節 多様な主体間の連携の確保

第2節と第3節の取組をはじめとする、流域圏での海洋ごみ対策を効果的かつ効率的に実施するためには、三県及び、県民、民間団体、事業者、市町村、河川管理者等、海岸管理者等の多様な主体が県境を越えて連携する体制を構築する必要があります。多様な主体が、それぞれの地域特性や立場を理解した上で相互に連携・協力する体制を確保できるようにするため、それぞれの役割を以下に示します。

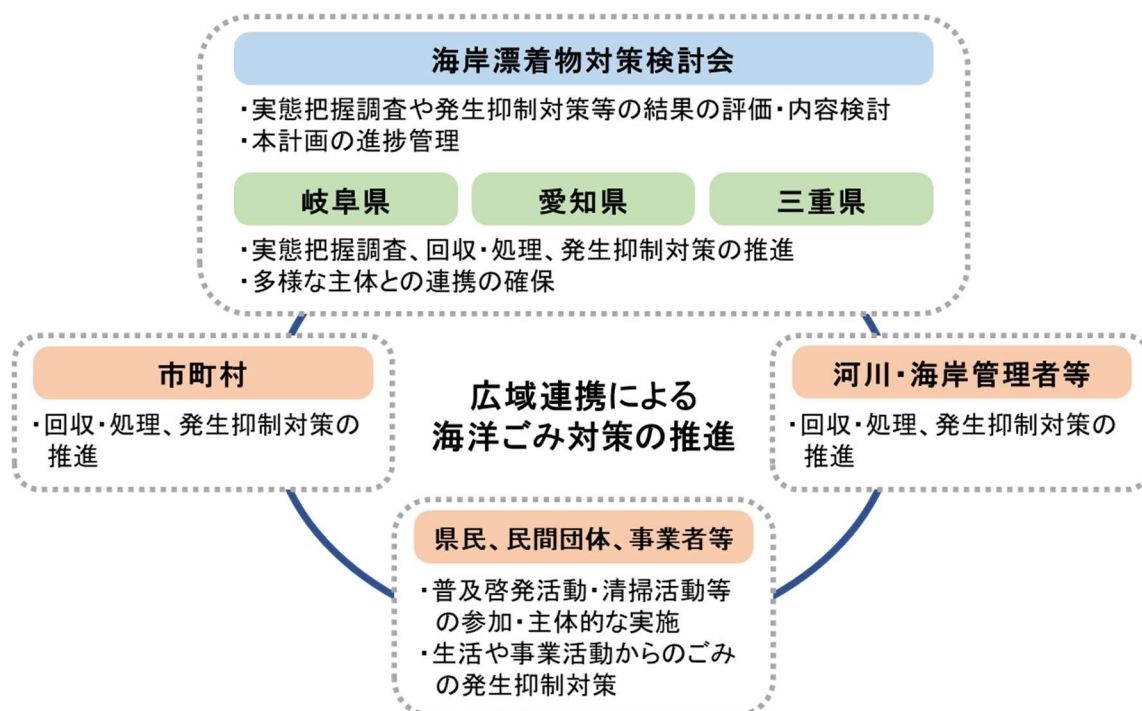


図 4-1 広域的な取組における多様な主体の連携体制のイメージ

1. 海岸漂着物対策検討会の役割

海岸漂着物対策検討会では、海洋ごみの実態把握調査や発生抑制対策等の対策状況についての情報共有を受けて、結果を評価し、必要な実態把握調査や発生抑制対策等を検討します。また、流域圏における広域的な海洋ごみ対策を推進するための主たる組織として本計画の進捗管理を行います。

2. 三県の役割

三県は、内陸地域と沿岸地域のそれぞれの立場で海洋ごみ対策を行います。内陸地域においては、散乱ごみの実態把握調査や発生抑制対策を進めていきます。沿岸地域においては、海洋ごみの実態把握調査や発生抑制対策を進めるとともに、海岸管理者等による漂着ごみの効率的な回収・処理を推進します。

また、三県は、法第 16 条に定める海岸漂着物対策推進協議会を活用するなど、県内の多様な主体と連携した発生抑制対策を行えるよう連携体制を確保します。

3. その他主体の役割

伊勢湾流域の市町村は、三県及び他の市町村と相互に連携し、海洋ごみの回収・処理と発生抑制対策を進めます。

海岸管理者等は、管理する海岸において海洋ごみの回収・処理と発生抑制対策を進めます。

河川管理者等は、管理する河川において散乱ごみ等の回収・処理を行うことで、海洋ごみの発生抑制対策を進めます。

農林水産業をはじめとする事業者や森林関係者等は、漁具、プラスチック製品や流木等の海洋への流出を防ぐため、発生抑制対策を進めます。

県民や民間団体は、普及啓発活動や清掃活動等に積極的に参加するとともに、自ら主体となって発生抑制対策を進めます。

第5節 本計画の進捗管理

本計画の広域連携による海洋ごみ対策は、三県での取組と海岸漂着物対策検討会での取組のサイクルを繰り返すことにより推進します。推進のイメージを以下に示します。

また、本計画の進捗管理は海岸漂着物対策検討会にて行うとともに、取組の実施状況等に応じて本計画の変更を検討し、必要に応じて内容の見直しを行います。

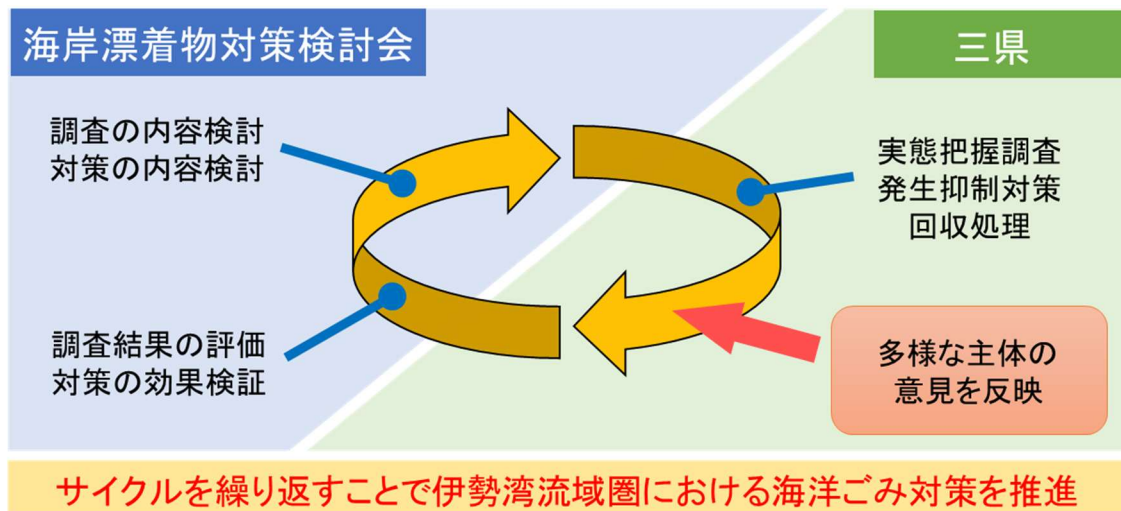


図 4-2 広域連携による海洋ごみ対策の推進のイメージ

出典一覧

- [1] 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(環境省. 2019年5月)
- [2] 「平成31年度漂着ごみ対策総合検討業務 報告書」(環境省. 2020年3月)
- [3] 伊勢湾再生行動計画(第二期)(伊勢湾再生推進会議. 2017年6月)を参考に作成
- [4] 伊勢湾再生行動計画(第二期)(伊勢湾再生推進会議. 2017年6月)
- [5] 環境省ウェブサイト「海岸改変状況調査 第5回(海辺調査・海岸線改変状況)」より算出
- [6] 国土交通省 国土地理院ウェブサイト「地理教育支援コンテンツ リアス式海岸」
- [7] 国土交通省 中部地方整備局ウェブサイト「伊勢湾の地形・海水流動の状況」
- [8] 環境省ウェブサイト「環境省レッドリスト 2020」
- [9] 「三重県レッドデータブック 2015」(三重県. 2015年3月)
- [10] 「レッドデータブックあいち 2020」(愛知県. 2020年3月)
- [11] 環境省中部地方環境事務所ウェブサイト「国指定鳥獣保護区・ラムサール条約湿地 藤前干潟～人と自然をつなぐ翔橋～」
- [12] 環境省中部地方環境事務所ウェブサイト「日本の国立公園」
- [13] 愛知県ウェブサイト「愛知県の自然公園」
- [14] 愛知県ウェブサイト「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now」
- [15] 愛知県ウェブサイト「あいちの水産業」
- [16] 「令和2年度愛知県漂着ごみ組成調査業務報告書」(愛知県. 2021年2月)
「令和3年度愛知県漂着ごみ組成調査業務報告書」(愛知県. 2022年2月)
「令和2年度三重県海岸漂着物モニタリング調査業務委託報告書」(三重県. 2021年3月)
「令和3年度三重県海岸漂着物モニタリング調査業務委託報告書」(三重県. 2022年3月)
- [17] 「平成27年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態調査委託業務報告書」(環境省. 2016年3月)
- [18] 「伊勢湾全域海岸漂着ゴミ等実態調査報告書」(三重県. 2010年3月)
- [19] 「海洋ごみ削減のための複数自治体等連携による発生抑制対策等モデル事業等実施業務報告書(平成31年度)」(環境省. 2020年3月)
- [20] 「三重県海岸漂着物実態調査報告書」(三重県. 2011年3月)
- [21] 「伊勢湾海岸に漂着散乱するごみの分布と発生地域」(藤枝 繁. 2009年. 漂着物学会誌 7巻 13～19頁)
- [22] 「平成30年度三重県海岸漂着物モニタリング調査解析業務委託業務報告書」(三重県, 学校法人暁学園四日市大学. 2019年3月)
- [23] 環境省ウェブサイト「海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等について」の図を参考に作成

巻末資料

第2章第4節のアンケート調査結果の詳細を以下に示します。

1. 海洋ごみ問題等に対する認識

(1) 海洋ごみ問題の認知度

海洋ごみ問題に対する認知に関する結果を各年代別に集計した結果、若年層で認知度が低いことがわかりました（図1）。若年層への普及啓発が特に必要と考えられます。

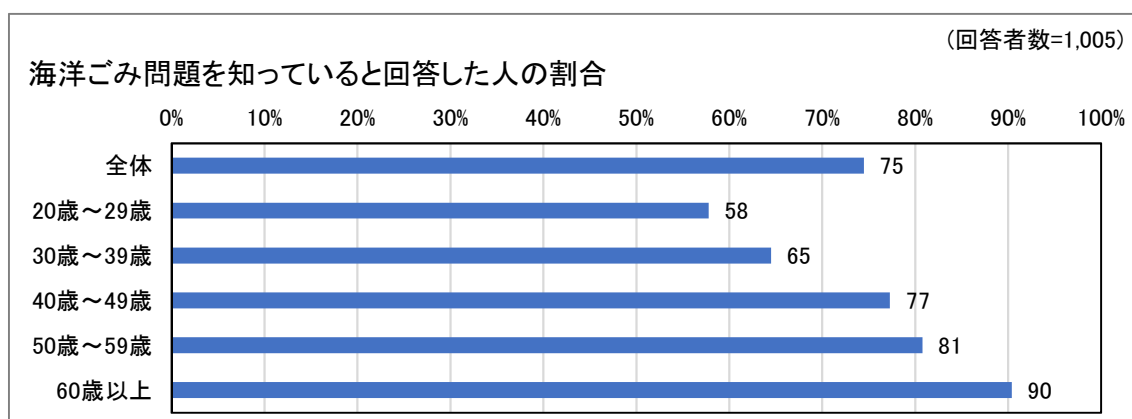


図1 海洋ごみ問題の認知について

(2) プラスチック及び廃棄物に関する用語の認知度

廃棄物に関する用語の認知に関する調査をした結果、「SDGs」(Sustainable Development Goals, 持続可能な開発目標)や「海洋プラスチックごみ」を認知している割合が比較的高く、「3R」Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3つのRの総称)の認知度が比較的低いことがわかりました（図2）。また、「言葉も意味も知っている」と回答した割合は、認知度が比較的高い用語であっても50%程度にとどまっています。用語の認知は3Rをはじめとした行動の実践につながると考えられるため、認知度を増やす取組が必要であると考えられます。

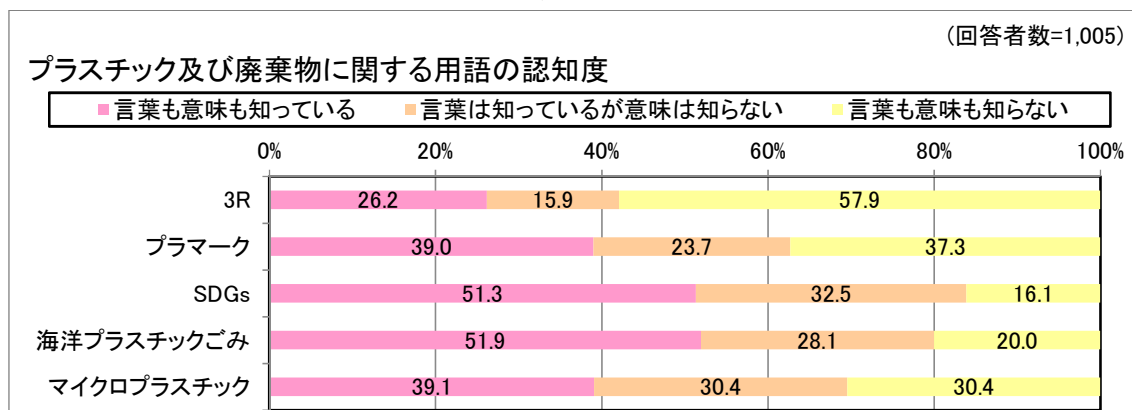


図2 用語の認知

(3) 海洋ごみの環境影響へのイメージ

海洋ごみのうち「自然環境や生活環境への影響が大きい」と県民が考えているものを調査した結果、海岸及び陸域由来の人工物は影響が大きいとする回答が多かった一方で、自然物である流木や枝葉等は、比較的影響が小さいと考えられている傾向がみられました（図3）。

しかしながら実際には、第2章第2節で示したとおり、流木等は伊勢湾の海洋ごみの大半を占め、船舶の走行や漁業操業の大きな支障となっています。そのため、海洋ごみの現状や課題について県民が正しく理解できるよう、さらに情報発信していく必要があると考えられます。

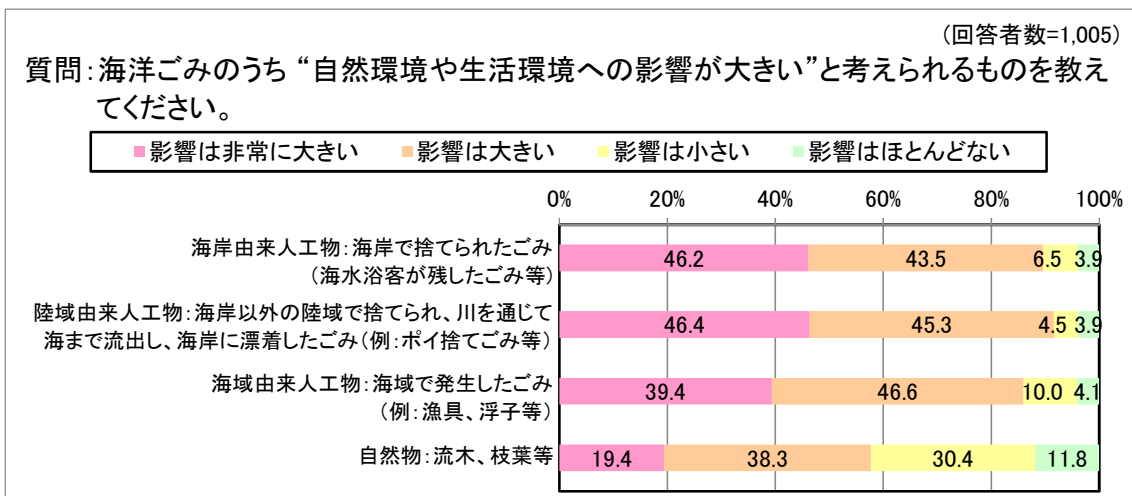


図3 海洋ごみの影響のイメージに関する調査

2. 普及啓発活動の効果

(1) 海洋ごみ問題を知った経緯

海洋ごみの普及啓発活動を知った経緯に関しては、テレビが 66.1%となっており、他の媒体と比べて大きな影響があることがわかりました（図4）。ただし、年代別に集計すると、若年層ではテレビの割合が比較的低いことがわかりました（表1）。そのため、海洋ごみの認知度が比較的低く、特に普及啓発が必要と考えられる若年層に対しては、テレビに加えて、ポスターやチラシ、SNS 等、別のアプローチも有効と考えられます。

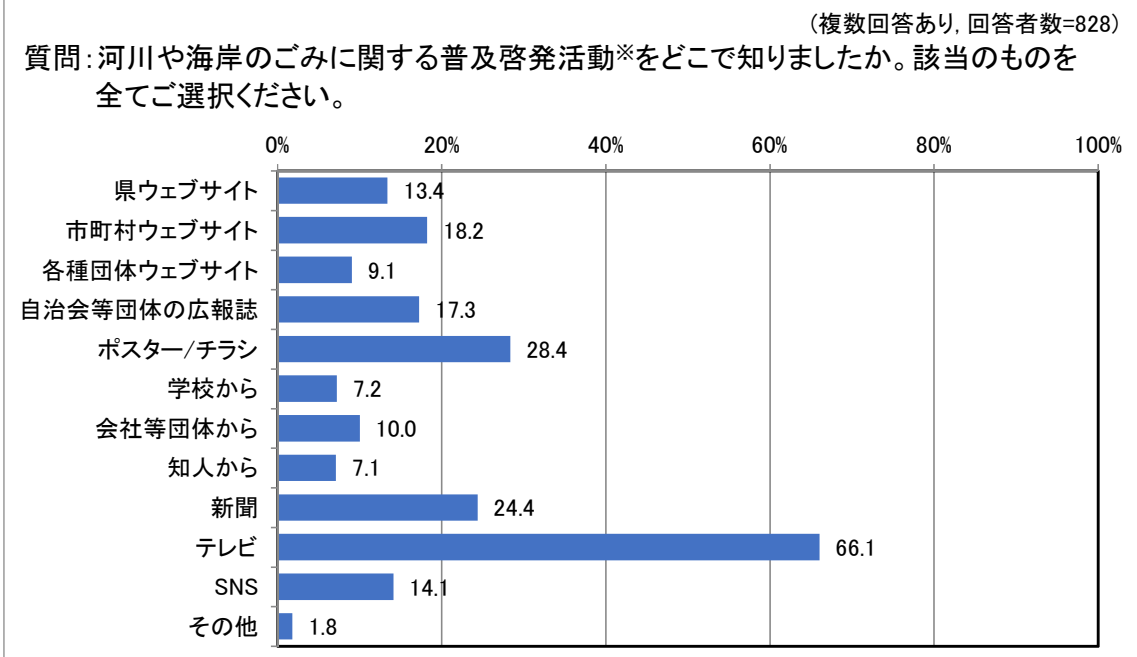


図 4 河川や海岸のごみに関する普及啓発活動を知った経緯

表 1 河川や海岸のごみに関する普及啓発活動を知った経緯

(複数回答あり, 回答者数=1,005)

	県ウェブサイト	市町村ウェブサイト	各種団体ウェブサイト	自治会等団体の広報誌	ポスター/チラシ	学校から
20歳～29歳	15.1	12.6	6.7	10.9	26.9	16.0
30歳～39歳	13.7	15.5	8.7	12.4	29.8	10.6
40歳～49歳	11.0	14.5	8.1	11.6	26.0	5.8
50歳～59歳	10.1	14.5	7.8	17.3	25.7	3.9
60歳以上	17.3	30.6	12.8	30.1	32.7	3.6

	会社等団体から	知人から	新聞	テレビ	SNS	その他
20歳～29歳	15.1	11.8	7.6	48.7	16.8	0.8
30歳～39歳	13.0	4.3	11.2	64.6	18.6	1.2
40歳～49歳	5.8	8.7	22.0	65.3	15.6	2.9
50歳～59歳	7.8	7.8	27.4	70.9	14.5	1.1
60歳以上	10.2	4.6	44.9	74.0	7.1	2.6

(2) 普及啓発活動を知った後の関心と行動の実践

普及啓発活動を知った後の関心の高まりと行動の実践に関する調査を行った結果、普及啓発活動を知った後は、関心が高まった、行動を実践したと回答した人がそれぞれ過半数を超えていました(図 5)。普及啓発活動に一定の成果が出ていると考えられます。

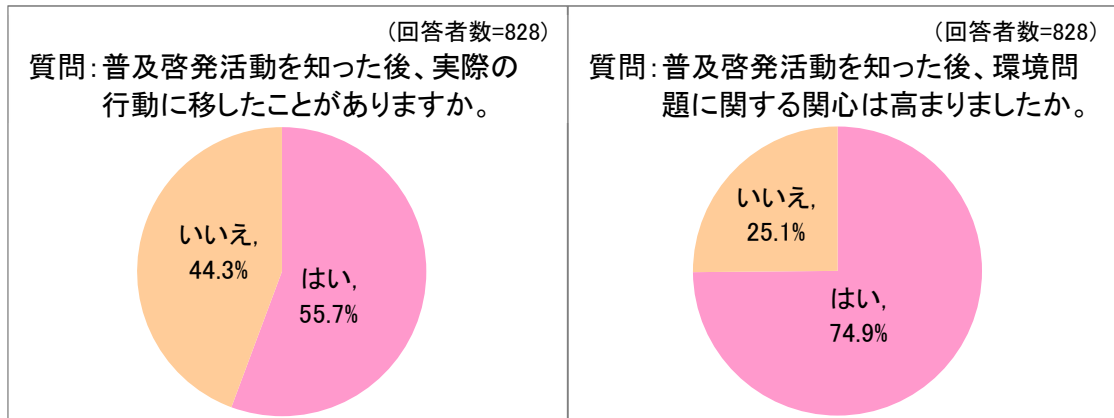


図 5 普及啓発活動を知った後の関心の高まりと行動の実践

(3) 清掃活動への参加意思

清掃活動への参加意思と、清掃活動の経験の有無の関連性を調査した結果、清掃活動を行ったことがない人でも清掃への参加意思がある人が 28.6%ほど存在しており、清掃活動を行う人の裾野を広げる余地があると考えられます(表 2)。

表 2 清掃活動への参加意思と清掃活動の経験の有無の関連性

		質問：海岸や河川の清掃活動に参加したいですか？	
		はい	いいえ
質問：海岸や河川の清掃活動を行ったことがありますか？	はい	72.0	28.0
	いいえ	28.6	71.4

また、清掃活動への参加経験がないものの、参加意思のある人(表 2 のオレンジ色部分に該当する人)が清掃活動について知っているかどうかを調査した結果、活動が行われていない、又は活動が行われているかどうか知らない人が 70%以上存在していました(図 6)。このことから、清掃活動の機会や周知を拡大することで、清掃活動への参加意思のある人の参加を促すことができると考えられます。

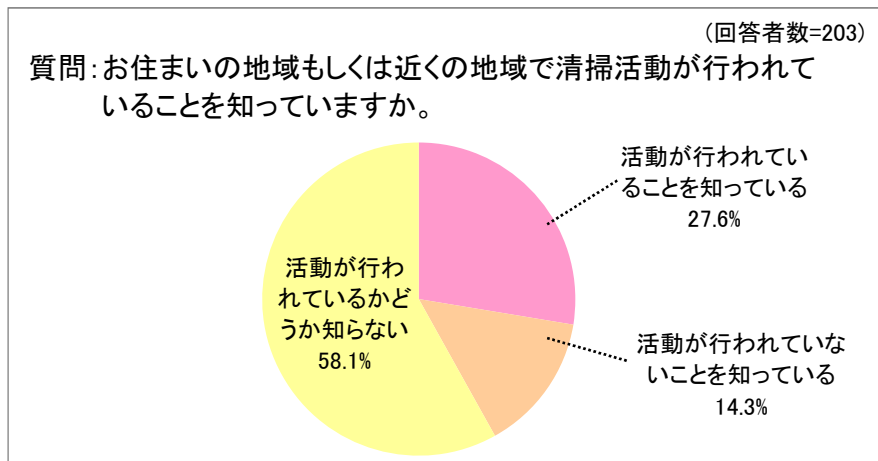


図 6 清掃活動に関する認知の調査

3. 海洋ごみ削減の取組実施主体等に対する認識

海洋ごみ削減の取組において重要と考えられる実施主体に関して調査した結果、行政や個人の取組を重要視していることがわかりました (図 7)。

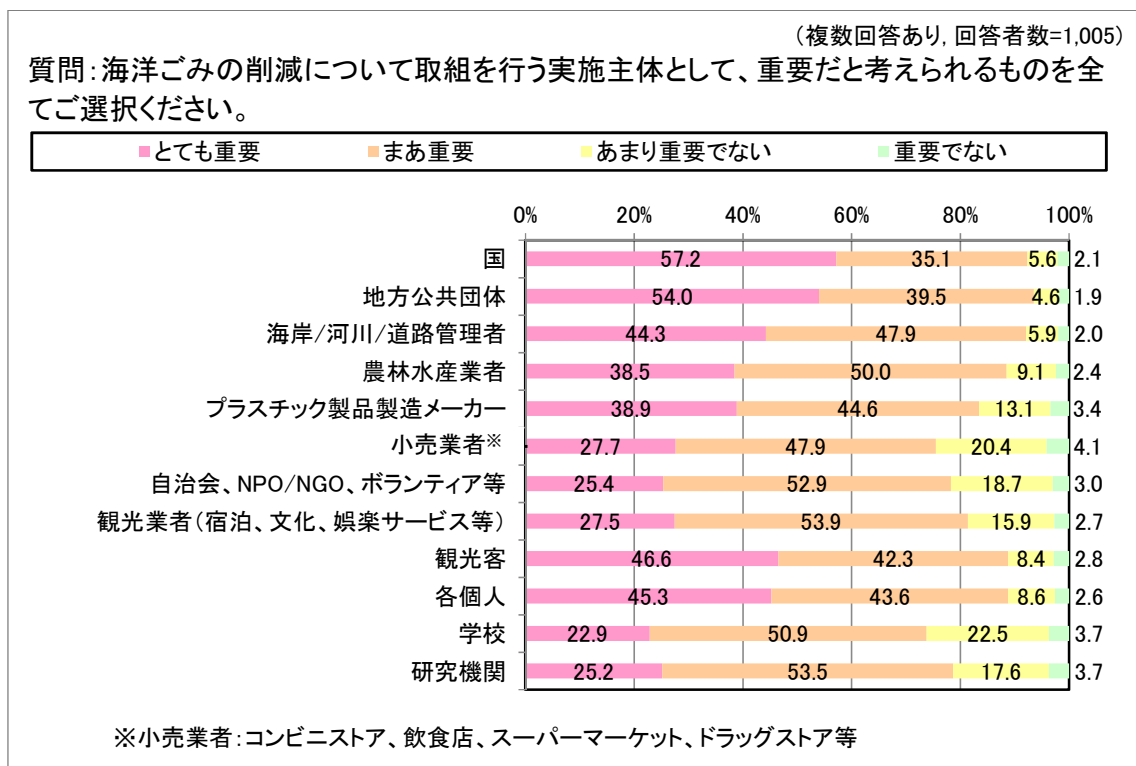


図 7 ごみ削減において重要と考えられる取組主体

また、清掃活動に興味がある人々に対してどの活動に興味があるか調査した結果、県民は地域のコミュニティやボランティアなどの市民団体の取組を注視していることがわかりました (図 8)。

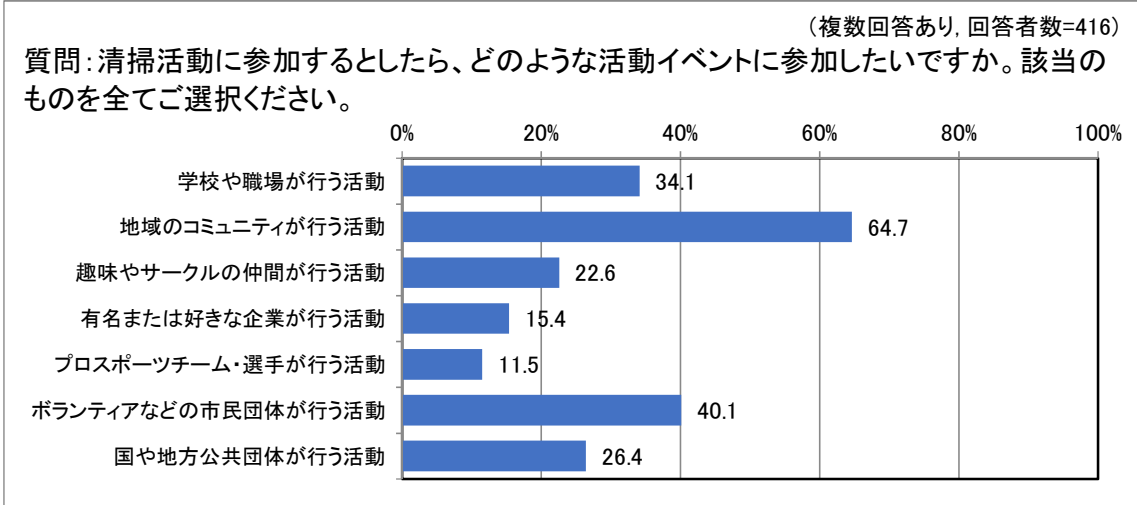


図 8 清掃活動に参加意思のある人が興味を持っている活動

以上の結果から、三県及び市町村が県民に対し、発生抑制対策に関して積極的に取り組む姿勢を示す必要性が高いと考えられる一方、実際の清掃活動の実施に関しては、地域のコミュニティや市民団体のボランティア等の活動が注視されていることから、さまざまな団体を巻き込んだ取組が効果的であると推定されます。